

#### 埼玉県報

第 2886 号 平成 29 年(2017 年) 3 月 28 日 火曜日

#### 目 次

#### 条例のあらまし

- 埼玉県公共施設長寿命化等推進基金条例のあらまし(財政課)
- 埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例のあらまし(改革推進課)
- 埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例のあらまし(共助 社会づくり課)
- 埼玉県個人情報保護条例及び埼玉県情報公開条例の一部を改正する条例のあらまし(県 政情報センター)
- O 埼玉県防災航空隊の緊急運航業務に関する条例の一部を改正する条例のあらまし(消防 防災課)
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正 する条例のあらまし(障害者支援課)
- 児童福祉法施行条例の一部を改正する条例のあらまし(障害者支援課)
- 埼玉県医療施設耐震化基金条例を廃止する条例のあらまし(医療整備課)
- 埼玉県地域医療再生基金条例を廃止する条例のあらまし(医療整備課)
- 埼玉県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例のあらまし (疾病対策課)
- 埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例のあらまし(産業支援課)
- 埼玉県農林水産業振興条例のあらまし(農業政策課)
- 埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例のあらまし(建築安全課)
- 埼玉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例のあらまし(経営管理課)
- 埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例のあらまし(県立学校人事課)
- 埼玉県美術作品取得基金条例の一部を改正する条例のあらまし(生涯学習文化財課)
- 埼玉県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例のあらまし(警務課)

#### 条例

- 埼玉県公共施設長寿命化等推進基金条例(財政課)
- 埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例(改革推進課)
- 埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例(共助社会づくり 課)
- 埼玉県個人情報保護条例及び埼玉県情報公開条例の一部を改正する条例(県政情報センター)
- 埼玉県防災航空隊の緊急運航業務に関する条例の一部を改正する条例(消防防災課)

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正 する条例(障害者支援課)
- 児童福祉法施行条例の一部を改正する条例(障害者支援課)
- 埼玉県医療施設耐震化基金条例を廃止する条例(医療整備課)
- 埼玉県地域医療再生基金条例を廃止する条例(医療整備課)
- 埼玉県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例(疾病対策課)
- 埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例(産業支援課)
- 埼玉県農林水産業振興条例(農業政策課)
- 埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例(建築安全課)
- 埼玉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(経営管理課)
- 埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例(県立学校人事課)
- 埼玉県美術作品取得基金条例の一部を改正する条例(生涯学習文化財課)
- 埼玉県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例(警務課)

#### 規則

- 知事の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則(県政情報センター)
- 埼玉県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則(福祉政策課)
- 埼玉県児童福祉審議会規則の一部を改正する規則(少子政策課)

#### 管理規程

- 公営企業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程(公営 企業・総務課)
- 埼玉県企業局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程(公営企業・総務 課)
- 埼玉県病院事業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程 程(経営管理課)
- 埼玉県下水道事業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する 規程(下水道管理課)

#### 告示

- 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定(水環境課)
- 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定(水環境課)
- 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除(水環境課)
- 草加都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧(みどり自然課)
- 大規模小売店舗の新設に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)

- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 矢来用水堰土地改良区の土地改良事業計画及び定款の変更認可申請の適否決定並びに 変更後の土地改良事業(維持管理事業)計画書及び定款の写しの縦覧(農村整備課)
- 中里用水土地改良区の土地改良事業計画変更認可申請の適否決定及び変更後の土地改良事業(維持管理事業)計画書の写しの縦覧(農村整備課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了(用地課)
- O 測量法に基づく公共測量の終了(用地課)
- 別量法に基づく公共測量の終了(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了(用地課)
- さいたま都市計画道路事業の事業認可 (桜木1号線)(道路街路課)
- さいたま都市計画道路事業の事業認可 (桜木2号線)(道路街路課)
- 東松山都市計画事業嵐山町平沢土地区画整理事業の事業計画の変更(第6回)(市街地 整備課)
- 羽生都市計画土地区画整理事業の変更に係る図書の写しの縦覧(市街地整備課)
- 県営都市公園(埼玉スタジアム2002公園)の区域の変更(公園スタジアム課)
- O 低炭素建築物新築等計画の認定基準に適合していることを示す書類又はこれに類する 書類(建築安全課)
- 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等のうち住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の部分及び非住宅建築物に係る区分(建築安全課)
- O 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料等を算定するための床面積の算定方法(建築安全課)
- O 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類(建築安全課)
- O 建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類 (建築安全課)
- 県道鴻巣川島線の区域の変更(東松山県土整備事務所)
- 一般国道 254 号の区域の変更 (東松山県土整備事務所)
- 一般国道 254 号の供用の開始(東松山県土整備事務所)
- 県道平方東京線の供用の開始(越谷県土整備事務所)

- 県道さいたま幸手線の供用の開始(杉戸県土整備事務所)
- 県道久喜騎西線の区域の変更(杉戸県土整備事務所)
- 県道久喜騎西線の供用の開始(杉戸県土整備事務所)
- Q 県道北中曽根北大桑線の区域の変更(杉戸県土整備事務所)
- Q 県道北中曽根北大桑線の供用の開始(杉戸県土整備事務所)
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号に基づく道路の位置の指定(熊谷建築安全センター)
- 政府調達に関する協定が適用される建設工事の請負等の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等に関する告示(公営企業・財務課)
- 埼玉県選挙管理委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示(選挙管理委員会)

#### 雑報

- 飯能市営住宅及び共同施設の管理の特例に係る公告(住宅課)
- 加須市市営住宅及び共同施設の管理の特例に係る公告(住宅課)
- 東松山市市営住宅及び共同施設の管理の特例に係る公告(住宅課)
- 入間市市営住宅及び共同施設の管理の特例に係る公告(住宅課)

埼玉県公共施設長寿命化等推進基金条例(埼玉県条例第三号) (財政課)

趣旨

公共施設等の長寿命化等の計画的な推進に要する経費の財源に充てるため、

玉県公共施設長寿命化等推進基金を設置するための条例の制定

二内容

基金の設置、積立て、管理、処分等について規定する。

三 施行期日

埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例(埼玉県条例第四号) (改革推進課)

趣旨

埼玉県立循環器・呼吸器病センターの診療体制の充実等に対処するため、 職員

の定数を改定するものである。

二内容

病院事業管理者の事務を補助する職員

二千三百六十三人 → 二千四百一人 (+三十八人)

三 施行期日

埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例  $\mathcal{O}$ 一部を改正する条例 (埼玉県条

例第五号) (共助社会づくり課)

### 一趣旨

の申出があった特定非営利活動法人を、指定特定非営利活動法人として指定する。 「埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例」に基づく指定

### 一内容

指定する特定非営利活動法人の名称(所在地)

特定非営利活動法人コスモス・アース(さいたま市)

特定非営利活動法人きらりびとみやしろ(宮代町)

### 三 施行期日

公布の日

埼玉県個人情報保護条例及び 埼玉県情報公開条例  $\mathcal{O}$ <del>--</del> 部を改正する条例 绮 玉県

条例第六号)(県政情報センター)

一趣旨

個人情報 の保護に 関する 法 律等  $\mathcal{O}$ 部 改正 を踏 まえ、 個 人 情 報  $\mathcal{O}$ 定 義  $\mathcal{O}$ 明 確 化

等の規定の整備をするための改正

一内容

□ 埼玉県個人情報保護条例の一部改正

ア 個人情報の定義の明確化

イ 信条や病 歴等  $\mathcal{O}$ 特に に慎重なる 取 扱 11 を要する個 人情報 を 「要配慮個人情報」

として規定

ウ 個人情報を取扱う小規模事業者に関する規定の削除

工 行政手続に お け る特定  $\mathcal{O}$ 個 人を識 別 す んるため  $\mathcal{O}$ 番号  $\mathcal{O}$ 利用 等に関する法

の一部改正に伴う情報提供等記録に関する規定の整備

オ その他の規定の整備

□ 埼玉県情報公開条例の一部改正

T 情 報 公開 に 際 て不開示となる個人情 報  $\mathcal{O}$ 定義の 眀 確化

ィ その他の規定の整備

三 施行期日

平成二十九年五月三十日

埼玉県防災航空隊の緊急運航業務に関する条例  $\mathcal{O}$ 一部を改正する条例 (埼玉県条

例第七号) (消防防災課)

一趣旨

山岳遭難に係る県の防災へリコプター による救助について手数料を徴収するた

めの改正

二内容

に、当該遭難をした登山者等から知事が告示で定める額の手数料を徴収する。 県内の山岳におい て遭難した登山者等を県の防災へリコプ ター で救助した場合

二 施行期日

平成三十年一月一日

改正する条例 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例 (埼玉県条例第八号) (障害者支援課)  $\mathcal{O}$ 部 を

### 一趣旨

正を行う。 障害者の 害福祉サー 障害者の 日 常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部改 日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障 ビスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、

### 二内容

指定就労継続支援A型に係る運営に関する基準等を改定する。 害福祉サー 障害者の ピ 日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障 スの事業等  $\mathcal{O}$ 人員、設備及び 運営に関する基準等  $\mathcal{O}$ 部改正に伴い、

### 三 施行期日

児童福祉法施行条例の一部を改正する条例(埼玉県条例第九号)(障害者支援課)

趣旨

等するための改正 等の一部改正に伴い、 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準 指定放課後等デイサービスに係る運営に関する基準を改定

### 一内容

- $\left( \longrightarrow \right)$ 指定放課後等デイサービスに係る運営に関する基準を改定
- $(\underline{\hspace{1cm}})$ 「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改定

### 二 施行期日

埼玉県医療施設耐震化基金条例を廃止する条例 (埼玉県条例第十号) <u>医</u> |療整備

#### 課)

一趣旨

るため、 埼玉県医療施設耐震化基金を充当する事業が平成二十八年度末をも 埼玉県医療施設耐震化基金条例を廃止する。 って終了す

### 二 内容

を創設し、 整備を促進するため、 大規模地震等 平成二十四  $\mathcal{O}$ 災害時に重要な役割を果たす災害拠点病院等の 年度まで各都道府県に交付してきた。 国は平成二十一年 度に医療施設耐震化臨時 特例 医療機関 交付金制  $\mathcal{O}$ 耐震 度

け た病院耐震化工事に対し 本県では、 この 交付 金を埼玉県医療施設 て同基金を財 源 とし 耐震化基金に積み立て、 7 補助 してきた。 玉  $\mathcal{O}$ 承認を受

医 療施設耐震化基金条例を廃止する。 平成二十八年度末を もつ て 同基金を充当する事業が全て終了するため、 埼玉県

### 二 施行期日

埼玉県地域医療再生基金条例を廃止する条例 (埼玉県条例第十一号) <u>医</u> |療整備

#### 課)

ため、 埼玉県地域医療再 埼玉県地域医療再生基金条例を廃止する。 生基金を充当する事業が平成二十八年度末をもっ て終了する

#### 一内容

め、 年度まで各都道府県に交付 地域の 国は平成二十一年 医師 確保、 救急医療の 度に地域医療再生臨時特例交付金制度を創設 してきた。 強化など、 地域医療に 係る課題解決を支援するた し平成二十四

た事業の実施に当たり 本県では、 この交付 同基金を財源として充当し 金を埼玉県地域医療再生基金に てきた。 積み立て、 玉  $\mathcal{O}$ 承認を受け

域医療再生基金条例を廃止する。 平成二十八年度末を もって同基金を充当する事業が全て終了するため、 埼玉県

### 二 施行期日

埼玉県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例(埼玉県条例第十二号)

(疾病対策課)

一趣旨

設置期間を延長する。 限が平成二十九年度末に延長されたことに伴い、 地域自殺対策緊急強化交付金管理運営要領が改正され、緊急強化事業の実施期 埼玉県自殺対策緊急強化基金の

二内容

設置期間を平成二十九年三月三十一日から平成三十年三月三十一日に改める。

三 施行期日

公布の日

埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例(埼玉県条例第十三号)

(産業支援課)

趣旨

新たに埼玉県産業技術総合センターの 依頼試験に係る手数料を定める。

 $\equiv$ 

次の二点を条例に追加する。

液体クロ マトグラフ質量分析装置による分析 一試料一測定

 $\stackrel{-}{\sim}$ 〇〇〇円

施行期日・大型X線CT装置による測定 時間 一六、 一〇〇円

 $\equiv$ 

公布の日

埼 玉県 農林 水 産業振 與条例 (埼玉県条例 第十 -四号) (農業政策課

趣旨

県 る ことに ため て本 民 農林  $\mathcal{O}$ 県に 役 水  $\mathcal{O}$ 条例 ょ 割 産 おけ り、 を明 業  $\mathcal{O}$ る農林 農林 5 振 カュ 興 水 に 産業の する 水産業の ととも 振 基本理念を定 持続的発展及び県民の豊 興に関す 農林 る施策を総合 水産業  $\Diamond$ 県  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 振 責 的 興 務 カュ かな生活 に 並 関 0 び 計 に L 画 必 農林漁業者 的  $\mathcal{O}$ 要な事項を定 に推進 向上に寄与 等及 す 8 ŧ び

一内容

(一) 定義

本条例における用語の定義

二 基本理念

ア 農林水産業の産業としての競争力の強化

イ 農林水産業の持続的経営の確保

ウ 農林 水 産業及 び 農 山 村  $\mathcal{O}$ 有 する多 面 的 機 能  $\mathcal{O}$ 発 揮

エ 良質かつ安全な農林水産物の安定的な供給

三 県等の責務及び役割

ア県の責務

施策の総合的かつ計画的な推進

イ 農林漁業者等の役割

基本理念の実現への積極的な取組等

ウ 県民の役割

農 林 水 産業  $\mathcal{O}$ 重 要性 に 係 る 認 識  $\mathcal{O}$ 深 化 等

四 基本計画

基本 計 画  $\mathcal{O}$ 策 定、 実 施 状 況  $\mathcal{O}$ 議 会  $\sim$  $\mathcal{O}$ 報告等

五 主要な施策

ア 良質かつ安全な農林水産物の安定供給等

イ 多様な担い手の育成及び確保

ウ 優良農地の確保及び有効利用

エ 生産基盤の整備

オ 生産、流通、販売等の体制の整備

カ 試験研究の推進等

キ 先端的な情報通信技術等の活用

鳥獣等による被害の防止等

地産地消の促進等

農山村の振興

サ コケク 県民の農林水産業及び農山村に対する理解の促進等

スシ 都市農業の振興

施策の推進 関係団体との連携の強化等

ア

支援体制の整備

施行期日イー財政上の措置

三 公布の日

埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例 (埼玉県条例第十五

(建築安全課)

一趣旨

収するための改正 ルギー消費性能適合性判定手数料等の額を定め、 建築物のエネル ギ 消費性能の 向上に 関する法律の施行等に伴 証紙による収入の方法により徴 V 建築物 工

一内容

□ 埼玉県手数料条例の一部改正

ア 手数料の新設等

例) 建築物エネル 積の合計が二千平方メートル以上五千平方メ ギ 消費性能適合性判定手数料 二十七万七千円 トル未満 モデル建物 (床面

法によるもの)

イ 規定の整備

口 埼玉県証紙条例の一部改正

紙による収入の方法によ り徴収することとする手数料の 追加

三 施行期日

埼玉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (埼玉県条例第十六

5) (経営管理課)

一趣旨

病院事業に係る料金を新たに設定する等するための改正

一内容

○ 病院が表示する診療時間以外の時間における診察の上限額の新設

□ 非紹介患者の初診の上限額の改定

二 施行期日

埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例 (埼玉県条例第十七号) (県立学

### 一趣旨

校人事課)

ための改正 教育諸学校における教職員の標準定数の変更のため、学校職員の定数を改定する の教職員が県費負担教職員か 市町村立学校職員給与負担 ら除外されることに伴い、並びに高等学校及び義務 法の一部改正によ りさいたま市の義務教育諸学校等

### 二内容

学校職員の定数の改定

### 三 施行期日

埼玉県美術作品取得基金条例の一部を改正する条例(埼玉県条例第十八号) 全

涯学習文化財課)

趣旨

うための改正 埼玉県美術作品取得基金の一部を処分することができるように規定の整備を行

内容

おいて、基金に属する現金の一部を処分することができるものとする。 一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、 基金の目的を妨げない範囲内に

 $\equiv$ 施行期日

埼玉県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例 (埼玉県条例第十九号) 警

#### 務課)

### 一趣旨

改定するための改正 平成二十九年度に おける警察官六十四人の増員に伴い、 警察官の階級別 定数を

### 一内容

警部補及び巡査部長 七人」を「二百八十九人」に、警部の定数「六百七十七人」を「六百八十人」に、平成二十九年度における警察官六十四人の増員に伴い、警視の定数「二百八十 査の定数「三千六百八人」を「三千六百二十九人」に改める。 の定数「六千八百八十八人」を「六千九百二十六人」に、巡

### 三 施行期日

### 条

埼玉県公共施設長寿命化等推進基金条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第三号

埼玉県公共施設長寿命化等推進基金条例

(設置)

第一条 埼玉県公共施設長寿命化等推進基金 公共施設等の長寿命化等の計 画的な推進に要する経費の財源に充てるため、 (以 下 「基金」 という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、 当該 積立てをする年度の 般会計歳入 (歳出予

算で定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、 より保管しなければならない。 金融機関  $\sim$ の預金その他最も確実かつ有利な方法に

2 が できる。 基金に属する現金は、 必要に応じ、 最も 確実か つ有 利 な有価証券に代えること

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、 般会計歲入歲出 予算に計 上して、 この基

金に編入するものとする。

(処分)

第五条 基金は、 公共施設等の 長寿命化等の 計 画的 な推進 に 要する経費  $\mathcal{O}$ 財 源 に 充

てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第六条 この条例 に定めるも  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ ほ か 基金  $\mathcal{O}$ 管理に関 必要な事 項は、 知 事 が定

める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

(埼玉県社会福祉施設整備基金条例の廃止

2 埼玉県社会福祉施設整備基金条例 (昭 和 四十三年埼玉県条例第四十二号)

廃止する。

(経過措置)

3

この 条例の施行の 際現に前 項の条例に基づく埼玉県社会福祉施設整備基金に

なす。

#### 条 例

埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 埼玉県条例第四号

埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例

埼玉県職員定数条例(昭和三十年埼玉県条例第二号)の一部を次のように改正す

る。

第二条第一項第九号中 「二千三百六十三人」を「二千四百一人」に改める。

附則

### 条例

布する。 埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例をここに公

平成二十九年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 埼玉県条例第五号

六号)の一部を次のように改正する。 埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例(平成二十五年埼玉県条例第三十 埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例

本則の表に次のように加える。

12		11	
やしろ	特定非営利活動法人きらりびとみ	ース	特定非営利活動法人コスモス・ア
番二十五号	埼玉県南埼玉郡宮代町川端三丁目八	二百七十二番地	埼玉県さいたま市北区日進町二丁目

附則

この条例は、公布の日から施行する。

### 条

埼 玉 個 人 情 報 保 護 条 例 及 び 埼 玉 情 報 公 開 条 例  $\mathcal{O}$ 部 を改 正 す ,る条例 を

平成二十九年三月二十八日

公

する

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第六号

(埼玉県個 埼玉 県個 人情報保 人情報 | 護条例 保 護 条 例  $\mathcal{O}$ 及 部 び 改正) 埼 玉県 情 報 公 開 条 例  $\mathcal{O}$ 部 を 改 正 す る

第  $\mathcal{O}$ ように改 埼玉県個 正 する 人情 報保護条例 (平成十六 年埼 玉 県 条 例 第六 + Ŧī. 号)  $\mathcal{O}$ \_\_ 部

第一条中「かんがみ」を「鑑み」に改める

号 定 ょ  $\mathcal{O}$ り 0 第二条第二項中 ・特定の 個人を識 ず れ 個 カュ に該当するも 人を識別することができることとなる 別することが 当 該 情 のに 報 できるも に 含 、改め、 ま  $\mathcal{O}$ れ る氏 他 同項に 名、 の情報と照 生年月 次  $\mathcal{O}$ 各号をŧ のを含 合することが 日 そ 加える。  $\mathcal{O}$ む 他 。 )  $\mathcal{O}$ 記 述等に でき、 を 次 それ ょ  $\mathcal{O}$ n

とが 二項、 電磁的 は 認識 別 識 は 当 することが で 別 記 該 きる 符 録 記 情 第二十五条第一項及び第六十八条にお することが 1号を除 され、又 録 報 もの に含まれる氏 (電磁的方式 < できることとなるも 他 んは音声、 できな  $\mathcal{O}$ を 情報と照合 名、 1 V (電子的方式、 動作その . う。 方式をいう。 生年月日そ 以 下 することが 他の  $\mathcal{O}$ 同 r. を含む。 方法を用 磁気的·  $\mathcal{O}$ で作ら  $\overline{\phantom{a}}$ 他 でき、 により 1  $\mathcal{O}$ て同 方 記 V 式 述 れ て表された一 ľ 特定 それ そ 等 る 記録をい (文書、  $\mathcal{O}$  $\overline{\phantom{a}}$ 他人の に  $\mathcal{O}$ に記 ょ 個人を識別するこ り 特定 知覚に 載さ う。 切 义  $\mathcal{O}$ 第六条 若  $\mathcal{O}$ れ 事項 ょ 0 (個 は

## 二 個人識別符号が含まれるもの

の 下 を加え、 第二条中第 に 項を第五 同  $\widehat{\mathcal{E}}$ 項を れ 八項を第十項とし、 同条第 5 項と  $\mathcal{O}$ 規 し、 八項とし 定を番号 第二項 法 第二十 の次 同条中 第 七項 に -六条に 次 第 を の <u>-</u> 第 五項を第七 九 一項を加 項とし お 11 7 える。 項 準 とし、 用する場合を含む。 同条第六 第 項 兀 項 中 を第六 「第二項」 項と

- 3 十 五 この 条例 法 に 律第五十 お 11 て 七号) 個 人 識別 第二条第二項に規定する 符号」 と は、 個 人情 個 報 の保 人識 護に 別符号をいう。 関 する 法 伞
- 4 て規 則  $\mathcal{O}$ 条例 又 は 他  $\mathcal{O}$ 実 に  $\mathcal{O}$ 施 不 お 機 利 1 関 益 て が 「要配 罪 (知事を除 生じ に より 慮個 な 11 害を被 人情報」 ようにそ  $\overline{\phantom{a}}$ 0  $\mathcal{O}$ た事実その とは、 規則そ  $\overline{\mathcal{O}}$ 取扱 本  $\mathcal{O}$ 11 人の 他 に 他本  $\mathcal{O}$ 特 人種、 規 人に 程 配 慮を要するも 。 以 下 対する 信条、 「規則等」 社会的身 不当な差 別

いう。)で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

第三条中「(平成十五年法律第五十七号)」を削る。

第四条中「かんがみ」を「鑑み」に改める。

ことが 第六条第二項 できな 的 記 録 とい い方式 中 「電子的方式 う。 で作られる \_ を「電磁的記 記 録 磁 気的方 (第二十五条第 式そ 録 に  $\mathcal{O}$ 改 他 8 \_\_ 人 項及  $\mathcal{O}$ 知覚に  $\mathcal{U}$ 第六 ょ + 0 八 て 条 は 認 に お す 11 る 7

想、 第七 人情報」 信 教及 見出 を び信条に関する個 「要配慮個 しを  $\neg$ (要配慮個 人情報」 人情 日報並び に 人情報 改め る に社会的  $\mathcal{O}$ 取 扱 11 差別  $\mathcal{O}$ 制 限)  $\mathcal{O}$ 原 因とな に 改 る  $\Diamond$ おそ 同 条 n  $\mathcal{O}$ 中 あ

第九条第一項中「き損」を「毀損」に改める。

第十三条第一項第五号の次に次の一号を加える。

五. の 二 記 録情報に 要配 慮個 人情報が 含まれるときは、 その

規程 規則等の を 「若し 第十七 第二条第七 第 (以 下 十三条第一 改 条第三号中 くは」に改め、 正 「規 一により 項第二号」 項第十 則等」とい 第一 含 · 号 中 を「第二条第九項第二号」 む。 項第五号の二に掲げる事項に変更があ  $\neg$ 至った」 う。 「規  $\overline{\phantom{a}}$  $\overset{\smile}{\lrcorner}$ 則 の 下 に 又は実施機関 の 下 に を 「規則等」 「若し 「とき、 < (知事を除 は個 に改め、 に改め、 又は第二条第四項に規定する 人識別符号が含まれるも < 同条第二項第十 同条第三項中 0 た」を加 規 則そ 「又は」 · 号 える。  $\mathcal{O}$ 中  $\mathcal{O}$ 

八 条第二 項 中 記述等」  $\mathcal{O}$ 下 に 及 び 個 人識別 符号」 を 加 え る

を

加え

定 を お する 第三十 て 準用 例 五. 事務 する場合を含む。 条 に 中 改 関係情 乊又 め、 は情 報照会者若 「第二項」 報提供  $\overline{\phantom{a}}$ 者」を の 下 に を加える くは 若 条  $\neg$ 例 事 < は情報 務 n 関係 5  $\mathcal{O}$ 情 提供 規 報提供 定を番号 者 又 者 は 法 同 第二十 に、 条第八 六 号 同 条 法 規

第三十六条第 項第一号中 「第二十八条」 を 「第二十九条」 に改 め る

所管大 お 11 第五 て 臣 保 + 同 又は 一条中 護委員会の を 金融庁長官に委任された」 削 り、 第二条第三項」を「第二条第五項」に改 限及 「第五· び 十一条」を 同法第四十 「第七十七条」に、 四条第一項又 に改める。 は第 め、 兀 主 |項の 一務大  $\neg$ 規定に 臣 . の \_ 五十三条 ょ ŋ を

第五十三条から第五十八条までを次のように改める

第五十三条から第五十八条まで 削除

理  $\emptyset$ 条  $\mathcal{O}$ 見 出 L を  $\neg$ (実 施 機 関 に お け る 人 情 報  $\mathcal{O}$ 取 扱 1 に 関 す る 苦 処

十六条中 第二条第七 項 第 号 を 第二条第 九 項 第 号 に 改  $\otimes$ る。

(埼玉県情報公開条例の一部改正)

うに改 Œ する 玉 県情 報 公 開 条 例 棄 成 十二年 埼 玉県条例 第 七 + 七 号)  $\mathcal{O}$ 部 を 次  $\mathcal{O}$ ょ

第二条第二項 中 記 録 を V う \_  $\mathcal{O}$ 下 に 「第十条及 び を 加 え る

項を 照合することができ、 第十条第一号 若 1 う。 < 次条第二項に は 記録 中 され、 記述等」 それ 又は お 1 て同じ。 音 により」に改める  $\mathcal{O}$ 声、 下 に 動作そ  $\neg$  $\smile$ 文  $\sqsubseteq$ を加え、 の他 書、 义  $\mathcal{O}$ 方 画 法 若 「照合す を 用 < 11 は ることによ 電 7 磁的記 表 され た 録 り、 に \_\_ 切 記  $\mathcal{O}$ 事 さ

附則

1  $\mathcal{O}$ 条 例 は、 平 成 二十 九 年 五. 月 三十 日 カュ 5 施行 する

2 定する 条例第十三条第  $\mathcal{O}$ (以下こ 部を改正する条例 あ 適用 関が  $\mathcal{O}$ ら 要配 保 に 条 カン  $\mathcal{O}$ 例 0 有 め 項に 1 慮  $\mathcal{O}$ ては、 施 個 7 とあ 11 お 行 人情報 <del>\_</del> 項第 る V  $\mathcal{O}$ 同 同 て 際 る (平成二十九年埼玉県条例第六号) 項 五号に を含 条第  $\mathcal{O}$ 現 改 中 E は むもの 第 九 正 保 「 埼 玉 規 項に 後 有 条 定 の条例」 でする記 規定す L 県 に  $\mathcal{O}$ ようとする」とある 規定 個 0 人情 11 て 録 る と に 報保護条例及 0 情 個 ょ 11 改正 報に う。 人 る 情 改正 改正 後の 報ファ  $\overline{\phantom{a}}$ 第二 後 後  $\mathcal{O}$ 条例第十三条第  $\mathcal{O}$ 条第 び 埼 1 の施行後遅滞なく」とす  $\mathcal{O}$ 埼 は 条 ル 玉 例 「保有して で 県 玉 一県情報 あ 項 第二条第四 0 に 規定す て、 一項の 公開条 報保 いる」と、 改 項 正 規 に規 後 定  $\mathcal{O}$ 

る

### 条

布 埼玉県防 する。 災航 空隊の 緊急運航業務に関する条例  $\mathcal{O}$ 一部を改正する条例をここに 公

平成二十九年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 埼玉県条例第七号

三号)の一部を次 埼玉県防災航空隊の緊急運航業務に関する条例 埼玉県防災航空隊の緊急運航業務に関する条例の一 のように改正する。 (平成二十二年埼玉県条例第五十 部を改正する条例

第十条を第十一条とし、第九条の次に次の一条を加える。

(手数料)

第十条 は、 (登山者その 知事が告示で定め 県の 区 他 域 0 内 山岳  $\mathcal{O}$ 山 に立ち る額 岳 に  $\mathcal{O}$ お 手数料を納付 入った者をい 1 て遭難 Ü しなけ V 緊急運航に 知事が れ ば なら 告示で定める者を除く。 よる救助を受け な V ) た登山者等

2 手数料を減 知事は、 災害、 額 Ĺ 経済的困難その 又は免除することができる。 他 の特別 の理由が あると認めるときは、 前 項の

附則第二項を次のように改める。

2 県は、 山岳遭難に係 る緊急運航 の危険性を踏まえて、 航 空機  $\mathcal{O}$ 運航 の安全をよ

り一層確保できるよう、引き続き検討を行うものとする。

附則

この条例は、平成三十年一月一日から施行する。

障害者  $\mathcal{O}$ 日 常 生活及 び社会生活 を総合的 に支援するた め  $\mathcal{O}$ 法 (律施行 条 例  $\mathcal{O}$ 部 を

日

改

正する条例

をここに

公布する。

成二十 九 年三月二十八

埼玉 県 知 事 上 田 清 司

#### 埼 玉 一県条例 第 八

部を改正、 障害者の する条例 日常生活 及 び 社会生活を総合 的 に 支援する た  $\emptyset$  $\mathcal{O}$ 法 律 施 行 条 例  $\mathcal{O}$ 

障害者の 日 常生活及び 社会生活 を総合的 に 支援 す る た  $\emptyset$  $\mathcal{O}$ 法 律 施 行 条 例 (平成二

+-四条中  $\mathcal{O}$ 節、 第九 + 一条第六号 及 び第百二十二条第五 号 を [ ]  $\mathcal{O}$ 

に 改 +

兀

年埼玉

県

条

**《例第六十** 

-七号)

 $\mathcal{O}$ 

一部

を次

 $\mathcal{O}$ 

ように

改

É

す

る

百七十九 条に 次  $\mathcal{O}$ 項を 加 え る。

3 労に必要な 指定就労継 知 流識及び 続支援 能 Α 型事 力  $\mathcal{O}$ 業者は、 向 上に努めるとともに 就労  $\hat{\mathcal{O}}$ 機会  $\mathcal{O}$ 提供 そ 0) に当たっ 希望を踏まえたも て は 利用 Ō 者 لح の就

な け れ ば な らな \ \ \

第 百八十四条  $\mathcal{O}$ 次に 次  $\mathcal{O}$ \_ 条を 加 える。

運営規程

第百 ごとに カュ 八十四条の二 次に掲 ば な らな げる事業 指 11 定就 光労継続  $\mathcal{O}$ 運営 支援 12 0 11 A型事業者は、 て  $\mathcal{O}$ 重要事項に 指定就労継続支援 関する運営規程を定め Α 型事業所 て

事業  $\mathcal{O}$ 目 的及 び 運営  $\mathcal{O}$ 方

なけ

'n

- 従業者  $\mathcal{O}$ 職種、 員数 及 び 職 務  $\mathcal{O}$ 内 容
- 三 営業日 及び 営業 時
- 兀 利用定 員

五. 指定就労 継続支援 Α 型  $\mathcal{O}$ 内 容 (生産 活 動 に係 る ŧ  $\mathcal{O}$ を 除 並 び に 支給 決

定障害者 から受領す る費 用  $\mathcal{O}$ 種 類及びそ  $\mathcal{O}$ 

六 指定就労継 続支援 Α 型  $\mathcal{O}$ 内 容 (生産活 動 12 係 る ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る。 賃金 及 U 省

令第百 九 十二条第三 項に 規定 する 工賃並 び に 利 用 者  $\mathcal{O}$ 労 働時 間 及び 作業時 間

- 七 通 常  $\mathcal{O}$ 事業  $\mathcal{O}$ 実施 地域
- 八 ビ ス  $\mathcal{O}$ 利 用 12 当た 0 7  $\mathcal{O}$ 留 |意事 項
- 九 緊急 等 12 お け る 対 応方法
- +害
- + 事 業  $\mathcal{O}$ 主たる 対象とする障害  $\mathcal{O}$ 種 類を定めた場合に は当該 障害  $\mathcal{O}$ 種 類

 $\mathcal{O}$ 止  $\mathcal{O}$  $\otimes$  $\mathcal{O}$ 置 に 関 す る 事 項

十三 その 他 運営に 関 する 重 華事項

る第九 加 え、 第百 十四四  $\vec{\ }$ 八十五条中 第九十 条」と」 - 一条中 第 を削 八 る。 第 条か 九 + -四条」 5  $\sqsubseteq$  $\mathcal{O}$ とあ に る 第  $\mathcal{O}$ 九 は 十条ま 「第百 で、 八十 五 第 条 九 十二条 に お 11 7 か 準用 5 \_ す を

第三百四条第六号中「 生活 介 護事業所」 を 「当該事 業所」 に 改  $\emptyset$ 第三百九

 $\mathcal{O}$ 下に 「及び第三百三十 九条の二第七号」 を 加える。

(運営規程

第三百三十九条

 $\mathcal{O}$ 

次に次

 $\mathcal{O}$ 

一条を加える。

第三百三十九条 の 二 就 労 継 続 支援 Α 型事 業者 は、 就労継続支援 A型事業所ごとに、

に掲げる事業  $\mathcal{O}$ 運営 に 0 11 T  $\mathcal{O}$ 重 一要事 項 関 す る運営規程を定め て おか なけ

ば ならない。

事業の 目的及び 運営  $\mathcal{O}$ 方

職員の 職種、 員数 及び 職 務  $\mathcal{O}$ 内 容

三 営業日 及び営業 時 間

兀 利用 定 員

五. 就労継続支援 Α 型  $\mathcal{O}$ 内 容 生 産 活 動 に 係る ŧ  $\mathcal{O}$ を除 並 び 利 用 者 カコ 5

受領する 費用  $\mathcal{O}$ 種 類及 びそ  $\mathcal{O}$ 額

六 就労継続支援 Α 型  $\mathcal{O}$ 内容 (生産) 活 動 に 係 る ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る。 賃 金 及 び 省令

八 十条第三項に 規定する 工 賃 並 び に 利 用 者  $\mathcal{O}$ 労働 時 及 び 作 :業時 間

七 通常 0 事業  $\mathcal{O}$ 実施 地 域

八 ビ ス  $\mathcal{O}$ 利 用 12 当た 0 T  $\mathcal{O}$ 留 意事 項

九 緊急 時 等 にお け る 対応方 法

+非常 災害対策

+事業の 主たる 対 象とする障 害  $\mathcal{O}$ 種 一類を定 8 場 合 は 当 該 障 害  $\mathcal{O}$ 種 類

虐待 0 防 止  $\mathcal{O}$ た  $\otimes$  $\mathcal{O}$ 措置に 関す る 事 項

そ  $\mathcal{O}$ 他 運営に 関 する重要事 項

第三百四 一十六条 に 次  $\mathcal{O}$ 一項を加 える。

3 就労継 続支援 Α 型事業者は、 就 労の 機会の 提供に当た 0 て は、 利用 者  $\mathcal{O}$ 労

必要な 知 識 及 び 能 力  $\mathcal{O}$ 向 上に 努め るととも に、 そ  $\mathcal{O}$ 希 望 を 踏 まえたも  $\mathcal{O}$ لح な け

ばな 6 な

第三百 五. 十二条 中 第三百 兀 条」 を 削 る

 $\sum_{i}$  $\mathcal{O}$ 例 は 平成二十 九年四 月 \_ 日 カュ 5 施行する。

### 例

児 童 福 祉 法 施 行 条 例  $\mathcal{O}$ \_\_\_ 部 を改 正 する条 例 をここ に 公 布 す る

平 成二十 九 年三月二十 八 日

埼 玉 県 知 事 上 田 清 司

#### 埼 玉 一県条例 第九

児童 福 祉 法施行 条 例  $\mathcal{O}$ 部 を 改 正 す る 条

児 童福祉 法施行条例 平 成二十 兀 年 埼 玉 一県条例 第六 +八 号)  $\mathcal{O}$ \_ 部 を 次  $\mathcal{O}$ よう

改 正する

次中 情 緒 障 害. 児 短 期 治 療 施 設」 を 児 童 心 理 治 療 施 設 に 改  $\otimes$ 

七 +六 条の 次に 次  $\mathcal{O}$ <del>--</del> 条を 加 える。

(情報  $\mathcal{O}$ 提供 等)

七十六 を利用 な 定放課後等 け れ ば 条 L なら の 二 よう デ ない イサ とす 指定 る 放 障 ピ !害児が ス事業者 課後等デ ` が ۲ 1 実施す サ れ を適 F, る 切 ス 事 事 カュ 業 業者 0 円  $\mathcal{O}$ 滑 は 内 容 に に 利 指 定放 関 用 で す る情 きる 課 後 等デ よう 報  $\mathcal{O}$ 提供 に、 イ サ を行 当 該 ピ 指 わ ス

- な 0 指定放 6 V) て広 な 11 告をする場 課後等デ 1 合 サ に お ピ 11 ス て、 事 業者 そ  $\mathcal{O}$ は 内 容を虚偽 当 該 指 定  $\mathcal{O}$ 放 ŧ 課  $\mathcal{O}$ 後 又は 等 デ 誇 1 大 サ な Ł ピ ス  $\mathcal{O}$ とし 事 業 者 て は
- 3 該指定 て、 三項 を行 指定放 その 放 う  $\mathcal{O}$ に 課 改 課 規 後等デ 当た 定によ 善 後 を 等 义 デ 0 5 1 7 ŋ 1 な は サ サ け そ 次 れ ピ  $\mathcal{O}$ ピ ば 12 提 ス ス ならな 掲 供 事 事 業者 げ す 業者 る る を利 指定 事項 は 11 用 に 放 第 す 課 七 0 後等デ る +11 障害 七 7 条に 児 自 1 サ お  $\mathcal{O}$ 5 保 評 VI 護者 価 F, 7 を ス 潍 に 行  $\mathcal{O}$ 用 ょ う 質 す کے る る  $\mathcal{O}$ 第二十 評 とも 評 価 価 を 及 受 び 六 け 改 条 当
- 体 当該 制 障  $\mathcal{O}$ 整 害児 指 定放 備  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 適性、 課 状 旅後等デ 況 障 害 1 サ  $\mathcal{O}$ 特 性 ピ そ ス 事業者  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 事 を 情 利 を踏ま 用 す る え 障 た支援 害児 及 を び 提 そ 供  $\mathcal{O}$ 保 す る 護 た 者 8  $\mathcal{O}$ 意
- 従業 者  $\mathcal{O}$ 勤 務  $\mathcal{O}$ 体 制 及 び 資 質  $\mathcal{O}$ 向 上  $\mathcal{O}$ た 8  $\mathcal{O}$ 取 組  $\mathcal{O}$ 状 況
- 三 指定 放 課 後 等デ 1 サ F. ス  $\mathcal{O}$ 事 業  $\mathcal{O}$ 用 に 供 す る 設 備 及 び 備 밆 等  $\mathcal{O}$ 状
- 兀 関 係 関 及 び 地 域 と  $\mathcal{O}$ 連 携、 交流 等  $\mathcal{O}$ 取 組  $\mathcal{O}$ 状
- 五. 該 定 放 課 後 等 デ 1 サ ビ ス 事 **業** 者 を 利用 する 障 害 児 及 び そ  $\mathcal{O}$ 保 護 者 対

す る 要 な 報  $\mathcal{O}$ 提 供 助 言 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 援 助  $\mathcal{O}$ 実 施 状

緊急

る

及

七 六 指定 放 課 後 等デ お け 1 サ 対 応 方法 ピ ス  $\mathcal{O}$ Ţ 供 非 常 に 係 災 る業務 害 対 策  $\mathcal{O}$ 改 善を 义 る た  $\emptyset$  $\mathcal{O}$ 措

 $\mathcal{O}$ 実施

況

び改善の 指定放 課後等デイ 内容をインター サー ビス ネットの利 事業者は、 用その おお 他の方法により公表 むね一年に一 回以上、 しなけ 前 れ 項の ば ならな 評価 及

七十七条」とあるのは「第八十条」と」を加える。 の二」に改め、 十六条(第一項を除く。 第八十条中「から第五十条まで」を「、 第七十七 条 中 「省令第五十四条の から第五十条まで」を「、 )」を「、第七十六条(第一項を除く。)及び第七十六条 八」と」の下に「、第七十六条の二第三項中「第 第四十九条、第五十条」に、「及び第七 第四十九条、 第五十条」に改め

第四章中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」 に改める。

附則

#### 条 例

埼玉県医療施設耐震化基金条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 埼玉県条例第十号

埼玉県医療施設耐震化基金条例を廃止する条例

埼玉県医療施設耐震化基金条例(平成二十一年埼玉県条例第六十七号)は、 廃 止

する。

附則

#### 条 例

埼玉県地域医療再生基金条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 埼玉県条例第十一号

埼玉県地域医療再生基金条例を廃止する条例

埼玉県地域医療再生基金条例(平成二十一年埼玉県条例第六十八号)は、 廃止す

る。

附則

### 例

埼玉県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 埼玉県条例第十二号

埼玉県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例

埼玉県自殺対策緊急強化基金条例(平成二十一年埼玉県条例第五十六号)  $\mathcal{O}$ 一部

を次のように改正する。

める。 附則第二項中「平成二十九年三月三十一日」 を 「平成三十年三月三十一日」 に改

則

この条例は、 公布の から施行する。

#### 条 例

埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 埼玉県条例第十三号

埼玉県産業技術総合セン ター条例の一部を改正する条例

埼玉県産業技術総合センター条例(平成十四年埼玉県条例第八十四号)  $\mathcal{O}$ 一部を

次のように改正する。

(12) (15)(13)(14)る分析 分析 析 フ Χ 赤外分光光度計 による分析 熱分析装置に 線 オ ン 回折装置 ク 口 7 よる分 に によ グラ よる 試 料 試 料 測定 測定 測定 試 料 測定 試 料 九 四、 兀 六〇〇 六〇〇 七〇〇 八一

別表第二第一号の表第一項中

	<u> </u>									
	_				を					_
分析	16 X線回折装置による	析	(15) 熱分析装置による分	る分析	(14) 赤外分光光度計によ	フによる分析	(13) イオンクロマトグラ	析	質量分析装置による分	(12) 液体クロマトグラフ
一 測 定	一試料	一測定	一試料	一測定	一試料	一測定	一試料		一 測 定	一試料
	九、		Ξ		四、		四、			
	九、六〇〇円		三、八一〇円		七〇〇円		四、六〇〇円			110、000円
					に改め、					
					同表第三項					

円

円

円

円

ハ

査

中

非破壊検 X線探傷検査

測 試 定 料

六、 八九

を

 $\sqsubseteq$ 

一円

定

この条例は、公布の日から施行する。附別則

一時間 一六、一○○円 「一時間を増す 「ことに一三、六 ○○円を加え る。)		(2) X線探傷検査				及び検査 よる測定	非破壊測(1) 大型X線CT装置に
<ul><li>一六、一○○円</li><li>(一時間を増す</li><li>る。)</li><li>六、八九○円</li></ul>							一 時 間
		六、八九〇円	る。)	〇円を加	ごとに一三、六	時間を増	_

に改める。

埼玉県農林水産業振興条例をここに公布する。

半成二十九年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 埼玉県条例第十四号

埼玉県農林水産業振興条例

目次

第一章 総則(第一条─第六条)

第二章 農林水産業の振興に関する基本施策

第一節 基本計画 (第七条)

第二節 主要な施策 (第八条—第二十条

第三章 施策の推進 (第二十一条・第二十二条)

附則

第一章 総則

(目的)

画的 一 条 必 農林漁業者等及 要な事項を定めることにより、 の向上に に推進し、  $\mathcal{O}$ 寄与 条 例 び県民 することを ŧ は 0 て本県 農 林 の役割を明らかに 水産 目 に 業の 的 おける農林 とする。 農林水 振 興 産 するとともに、 関 水産業の 一業の 振興に 基本理念を定め 持続的発展及 関 農林水産 する施策を総合的 び県民 業 県  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 振興 責務 豊か 並 カコ な 関 0 び

(定義)

第二条 この条 ころによる。 例 に お V て、 次  $\mathcal{O}$ 各 号 に 掲 げ る 用 語  $\mathcal{O}$ 意義 は、 当 該 各 号 12 定  $\emptyset$ る لح

農林水産 環境の保全、 農林水産業及び 物 0 良好 供給 な景観  $\mathcal{O}$ 機能以 Ш 村  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 外の多面 形 有 成 する多面 文化 に わ  $\mathcal{O}$ 的 機能 たる機能をいう。 伝承等農林 土  $\mathcal{O}$ 水産業及 保 全、  $\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$ 水 農 源 Щ  $\bigcirc$ 村 涵が  $\mathcal{O}$ 養、 有 す 自 る

地産 地 消 県 産  $\mathcal{O}$ 農 林 水産 生物を県内 で 消 費 L 及び利用す ることを 11 う。

 $\equiv$ バ ユ チ エ ン 生産か ら販 売に 至 一るまで のそ れぞ れ  $\mathcal{O}$ 工 程 12 お V T 値

加え な が ら消 費者  $\sim$ 9 なげ て V 価 値  $\mathcal{O}$ 連鎖をい

兀

埼玉

一ブラ

ド

全

国的

に

評

価

 $\mathcal{O}$ 

高

11

県

産

 $\mathcal{O}$ 

農林水

産

物等

 $\mathcal{O}$ 

銘

柄

を

11

う

五. 都市 農業 都市 及 びそ  $\mathcal{O}$ 近郊  $\mathcal{O}$ 農地 及 び 平地林を 活 用 た 農業を 1 う

六 成 定 十六年 外来 生 物 法 律 第 特 定外 七 +来 八 号) 生物 第二条 に よる 第 生 態系等 項  $\mathcal{O}$ に係 特 定外 る 来 被 生 害 物  $\mathcal{O}$ 防 を 止 11 に関 す

(基本理念)

第三条 農林 水 産業  $\mathcal{O}$ 振 興 は 次 に 掲 げ る 事 項 を基本と て 行 わ れ な け れ ば な ら な

- 化 農 す 林 る 漁 業者  $\mathcal{O}$ れ た 経 営 能 力 を 生 カコ L 農 林 水 産 業  $\mathcal{O}$ 産 業 と L て  $\mathcal{O}$ 競 争 力 を
- わた 地 域 り農林水産  $\mathcal{O}$ 性 に 応 業 U を持 て、 続的 収 益 に 性 営  $\mathcal{O}$ む 高 こと い が 安 定 で きるよ 的 な 農 林 う 12 漁 する 業 経 営 を確 立 将 来
- 三 できるよ 農林 水 う 産業及び農 に すること。 山村  $\mathcal{O}$ 有 する 多面 的 機能を適切 カコ 0 + 分 E 発 揮 するこ
- 兀 的 消費者 に 供 に給す  $\mathcal{O}$ る こと 要に が 応 Ū できるよう 消 費者 に に 信 すること。 頼 さ れ る 良 質 カュ 0 安全な 農 林 水 産 物 を 安定

(県の責務)

- 四条 産業に 県は、 関する施策を 前 条  $\mathcal{O}$ 総 基 合的 本 理 カコ 念 0 以 計 画 下 的 基 に 本 推 理念」 進するも と  $\bar{\mathcal{O}}$ 11 とする。 う。 に  $\mathcal{O}$ 0 と り、 農 林 水
- 2 者 及び 県は 国 施策の 市 町 推進 村、 に当た 農林漁業団 0 て は、 体 等 と連 地域 携  $\mathcal{O}$ 特性 協力を に 図る 配 慮 ŧ L なが のとす 6 る 地 域  $\mathcal{O}$ 林 業

(農林漁業者、農林漁業団体等の役割)

- 五条 業以外 的  $\mathcal{O}$ に取 安定 的 ŋ 農林漁業者及  $\mathcal{O}$ 組 多様 な む 供 Ł 給 な事業者等と を  $\mathcal{O}$ とす 担う び農林漁 主体 る で  $\mathcal{O}$ 業団 あ 連 携に ることを 体 努め は、 深 農 るととも 林 < 認 水 識 産業の に、 L 良質か 基 振 本 興 理 を 念 図 0  $\mathcal{O}$ 安全な農林 る 実現に た め、 自ら 水 産 水 産 極
- 理 念 ŋ 食品産 県産  $\mathcal{O}$ 実現に 一業そ  $\mathcal{O}$ 農林 取  $\mathcal{O}$ 水 他 り 産 組  $\mathcal{O}$ 物 む 関 連産 ŧ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 利 とす 用 業  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ る。 促 事 進 業 及 者 び 及 付 び 加 寸 価 体 値 は  $\mathcal{O}$ 創 そ 出  $\mathcal{O}$ 事 に 努 業  $\Diamond$ 活 る 動 と 等 を 行 4 うに に 基 当 本

(県民の役割)

六条 8 を 消 るも 通じ 等 県民は、 て、  $\mathcal{O}$ 努めるととも لح する。 農 林 水産 自 6 業 に  $\mathcal{O}$ 及 暮 び 農 5 林 農 L を通じ Щ 漁 業 村  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 有 体 て農 す 験 る そ 林 多  $\mathcal{O}$ 水 他 面 産 的 業  $\mathcal{O}$ 機 都  $\mathcal{O}$ 能 重 市 要性 に と 農 0 11 Щ を 深 村 7  $\mathcal{O}$ لح 理  $\mathcal{O}$ 認 地 識 域 関 間 心 交流 地 産 を 深 等 地

第二章 農林水産業の振興に関する基本施等

第一節 基本計画

- 七 画 本 知 理 事 う。 念 は に 農  $\mathcal{O}$ 林 を定 0 と 水 産業  $\emptyset$ り る  $\mathcal{O}$ b 農  $\mathcal{O}$ 林 振 とす 水 興 産 12 ź。 業 関 す  $\mathcal{O}$ 振 る 施 興 に 策 関 を 総 す る 合 基 的 本 カコ 的 0 計 な 計 画 的 画 に 以 推 進 下 す る
- 2 知 事 は 基 本 計 画 を定  $\Diamond$ たとき は、 速や カュ にこ れ を公表す る ŧ  $\mathcal{O}$ とする

- 3 前項の規定は、基本計画の変更について準用する。
- 4 は 毎 基 本 画 に 定 8 6 n た 農 林 水 産 業  $\mathcal{O}$ 振 興 12 関 す る 施 策  $\mathcal{O}$ 実 施

第二節 主要な施策

況

を

議

会に

報告する

t

 $\mathcal{O}$ 

と

す

る

良 質 カコ 0 安全な 農 林 水産 物  $\mathcal{O}$ 安 定 供 給 等 関 す る

八条  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 促進そ 信 県  $\mathcal{O}$ は、  $\mathcal{O}$ 確 保 他 を図 良質  $\mathcal{O}$ 必 要な る か た 9 施策を講 め、 安全な農 生産、 ず 林 流 る 水 通、 ŧ 産 物  $\mathcal{O}$ とする 販  $\mathcal{O}$ 売等 安定的  $\mathcal{O}$ 各 な 段階に、 供 給を図るととも お ける安全管 理  $\mathcal{O}$ 消 取

(多様な担い手の育成及び確保に関する施策)

九条 を 講ずるも は  $\mathcal{O}$ とす 農林水 Ź. 産 業  $\mathcal{O}$ 担 1 手を育成 L 及 び 確保 す る た  $\emptyset$ 次 掲 げ る 施

- び法  $\mathcal{O}$ 充実、 経営 人 I 意欲 化 経 営 創意工夫を生かし  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ あ 多 る 角 農 化 林 漁 家族 業者 農 て が **農経営** 取 そ り  $\mathcal{O}$ 組 経  $\bar{o}$ む 営 新 活 基 たな事 性 盤 化、 を 強 業化 地 化 域 す 等  $\mathcal{O}$ る 実態 に た 対  $\Diamond$ す に に る支援に 即 必 L 要 た組 な 生 関 織 産 す 化 及
- 学校に 際に する 新 お む。 た お に け け 就 る投資に 業等 る に係る農林水産業の 就業等に をし 対 する支援、 ようとする 関 する 情 農業大学: 報 技 者 術及  $\mathcal{O}$ (農 提 供 び 林 校及 経 そ 漁 位営方法  $\mathcal{O}$ 業 経 他 び農業に 営  $\mathcal{O}$ 新規  $\mathcal{O}$ に 習 係 関 得 る  $\mathcal{O}$ 就業等 する学 後  $\mathcal{O}$ 促 継 進、 者と 科 に 対 を有する高 就業等を な する る予 支 定 援 す  $\mathcal{O}$ 者
- 業経営 関する 農林 施 に 漁 業経 策 関 連 す 営 る 活 お 動 け に る お 女 性 11 て  $\mathcal{O}$ そ 役 割  $\mathcal{O}$ 意欲 が 適 と 正 能 に 評 力 を 価 充 さ 分 れ 発 る 揮 環 境 で き 及 る び 女 境 性  $\mathcal{O}$ が 整 林 漁
- 兀 0 て地 高 齢 域  $\mathcal{O}$ で 農 活 林 躍 漁 業者 できる が 環 そ 境  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 有 整 す 備 る 経 に 関 験、 す 技 る 施 術 策 及 U 能 力 を 生 か Ļ 生 き が 11 を 持
- 五. す 農 林 る 施 漁 業 者  $\mathcal{O}$ 組 織 等 が 行 う 農 作 業 及 び 森林 施 業  $\mathcal{O}$ 共 同 化 等 に 対 す 支 援

(優良 農 地  $\mathcal{O}$ 確 保 及 び 有 効 利 用 に 関 す る 施

第 地 域 消 及  $\mathcal{O}$ Ţ 性 は 用 に 等 応 農 業生  $\mathcal{O}$ ľ た  $\otimes$ 産 地 に に 必  $\mathcal{O}$ 必 要な 要な 利 用 施  $\mathcal{O}$ 優 策 集 良 を 積 農 講ず 地 農  $\mathcal{O}$ る 地 確 保 ŧ  $\mathcal{O}$ 効 率 及  $\mathcal{O}$ と び す 農 的 な 地 利  $\mathcal{O}$ 用 有  $\mathcal{O}$ 効 促 利 進 用 を 遊 义 る 休 た 地  $\mathcal{O}$ 

(生産基盤の整備に関する施策)

大、 農業 水 利 は 施 設 地 域 農  $\mathcal{O}$ 業用 特 性 道 に 応じ、 路 等  $\mathcal{O}$ 整備 環 境 そ لح  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 和 農 業 配 生 慮 産  $\mathcal{O}$ 0 つ、 基  $\mathcal{O}$ 地 備  $\mathcal{O}$ 区 に 必 画 要  $\mathcal{O}$ な

施策を計画的に講ずるものとする。

- 2 及 保 全管 び 自 項 理 然  $\mathcal{O}$ 及 災 施 び 害 策 機 に  $\mathcal{O}$ 実施 能 ょ る  $\mathcal{O}$ 被 強 に 当た 害等 化 を 重 を 0 点 未 T 然 的 は に 効率 防 特 止 的 す る カゝ た 観 0  $\Diamond$ 点 計 池 画 カュ そ 的 5  $\mathcal{O}$ に 他 農 推  $\mathcal{O}$ 進 業 農 す 業 水 る 利 水 ŧ 施 利  $\mathcal{O}$ 設 施 لح 設  $\mathcal{O}$ す 戦  $\mathcal{O}$ る 略 老 的 朽 化 な
- 3 的 に お け は ず る 林 県 道 産 ŧ  $\mathcal{O}$ 等  $\mathcal{O}$ とす  $\mathcal{O}$ 木 路 材 網 を 安定  $\mathcal{O}$ 整 備 的 そ に 供  $\mathcal{O}$ 給 他 す  $\mathcal{O}$ 林 るこ 業 生 と 産 が で  $\mathcal{O}$ 基 きる 盤 体  $\mathcal{O}$ 整 制 備 を 構 に 必 築 要な施 す る た 策 め、 を 計 画 林
- 4 事業を重点的 森 林 前  $\mathcal{O}$ 項 有す  $\mathcal{O}$ 施 る多 策  $\mathcal{O}$ 実施に 効率 面 に わ 的 たる 当 カュ 0 た 計 機 0 画 能 7 的 を は 維 に 推進 持 特 増 す 進 さ る 水 t せ 源  $\mathcal{O}$ る  $\mathcal{O}$ 観点 とす 涵が 養 か 6 Щ 地 林 災 道 害  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 整 防 備 止 及 そ び  $\mathcal{O}$ 治 他 Ш  $\mathcal{O}$

(生産、流通、販売等の体制の整備に関する施策)

- 十二条 整備を 义 るた 県は め、 地域 次 12  $\mathcal{O}$ 掲げ 特 性 る施 を 生 策を カュ L 講ず た農 る 林 ŧ 水 産  $\mathcal{O}$ とする。  $\mathcal{O}$ 生 産 流 通 販 売 等  $\mathcal{O}$ 体  $\mathcal{O}$
- 当該 玉 情報 内 を生か  $\mathcal{O}$ 需 要に . 応 た 生産 じた 収  $\mathcal{O}$ 益 拡 大 性 の支援に  $\mathcal{O}$ 高 11 農 関 林 す 水 産物に る 施策 係 る 情 報  $\mathcal{O}$ 的 確 な 把 握 及 び
- バ び IJ ユ | 立 チェ 関 す る 施 ン 策  $\mathcal{O}$ 構 築そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 付 加 価 値  $\mathcal{O}$ 向 上 並 び に 埼 玉 ブ ラ ン F. 0 育 成
- 三 食品 多 様 産 業 な そ 販  $\mathcal{O}$ 路 他  $\mathcal{O}$ 拡  $\mathcal{O}$ 大 関 及 連 産 び 業 確  $\mathcal{O}$ 保 事 業者及 流 通  $\mathcal{O}$ び 合 消 理 費者と 化 及 び 効  $\mathcal{O}$ 仲 率 介 化 等に  $\mathcal{O}$ 支 関 援、 す ^る施策 農 林 漁 者
- 兀 び 加 供 工 す 品 る  $\mathcal{O}$ ことが 原 料 又 で は 材料 きる 体 とな 制  $\mathcal{O}$ る農林水産 確 7 に 関 物 す を需 る 施 要 に 応 じ て安定 的 に 生産 及
- Ŧī. 農林 な 事 業者 漁 業 者 と食品  $\mathcal{O}$ 連 携 に 産 業そ 対 す る  $\mathcal{O}$ 支援 他  $\mathcal{O}$ 商 に 関 工 す 業 る 施 観 策 光 産 業、 医 療 及 び 福 祉 等 に 係 る

(試験研究の推進等に関する施策)

- 十三条 な施策 係 を る 講 生産 県は ず んるも 性 農  $\mathcal{O}$  $\bar{\mathcal{O}}$ 向 林 とす 上に 水産 . 資 す 一業に Ź 係 る 技 る新 術 品  $\mathcal{O}$ 開 種 発  $\mathcal{O}$ 等 研 に 究 係 開 る 発、 試 家畜 験 研 究  $\mathcal{O}$ 改  $\mathcal{O}$ 推 良 進 増 殖  $\mathcal{O}$ た 農  $\emptyset$ に 林 必 水 要 産
- 2  $\mathcal{O}$ む 強 化 Ł 項 を  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ とする。 义 試 る観点 験 研 究  $\mathcal{O}$ カュ 推 5 進 に当 消 費者 た 等 0  $\mathcal{O}$ て 需 は 要 及 特 び に、 地 域 農 林  $\mathcal{O}$ 課 水 題 産 を 業 踏  $\mathcal{O}$ ま 産 え、 業と 戦 L 略 7 的  $\mathcal{O}$ に 競 取 争 n 力
- 3 県 は 的 第 な 情 項 通信  $\mathcal{O}$ 試 技 験 術 研 等 究  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 活 成 用 果  $\mathcal{O}$ に 関 迅 す 速 る な 施 普 策 及等 を 推 進 す る b  $\mathcal{O}$ لح す る
- 第 る ため 四条 先 は 的 農 な 林 報 水 産 通 信 業 技 に 係 術 等 る  $\mathcal{O}$ 経 営及 活 用 び  $\mathcal{O}$ 作 促 業 進  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ た 効  $\otimes$ 率 化 に 並 必 要 び な に 施 生 策 産 を 性 講  $\mathcal{O}$ ず 向 る 上 Ł を 义

とする

ょ る 被害  $\mathcal{O}$ 防 止 等に 関 す る 施 策

- 十五条 外来生 る。 物 に 県 は ょ る 農林 農林 水 水 産 産 業 業 に  $\mathcal{O}$ 係 持 る 続 被 的 害 カュ  $\mathcal{O}$ 2 安定的 防 止  $\mathcal{O}$ た な 発展  $\otimes$ に 必 を 义 要 な る た 施 策  $\otimes$ を 講 鳥 ず る 及 ŧ び 特  $\mathcal{O}$ 定 لح
- 防  $\mathcal{O}$ 伝染性 止 県 は  $\mathcal{O}$ た 8 疾 病 に 林 必 並 水 要な び 産 に 物 施 農  $\mathcal{O}$ 策を 林 生 水 産 産 講ずるも  $\mathcal{O}$ 物 安 及 全 び 及 森林に  $\mathcal{O}$ U とす 助 長 係 を る 义 病 る 害虫 た め、  $\mathcal{O}$ 家畜 発 生の 及 予 び 防 養 及 殖 び 水 ま 産 N 動 延 植  $\mathcal{O}$

(地産 地 消  $\mathcal{O}$ 促 進 等 に 関 す る 施 策

- 第十 及 とする。 - 六条 び 地 域 県  $\mathcal{O}$ 活 は 性 県民 化 を 义  $\mathcal{O}$ 豊 る た カン な  $\otimes$ 食 生活 地 産 地  $\mathcal{O}$ 消 実 現、  $\mathcal{O}$ 促 生産者 進  $\mathcal{O}$ た لح  $\otimes$ 消 に 費者と 必 要な施  $\mathcal{O}$ 策 結 を び 講 付 ず き る  $\mathcal{O}$ 強 ŧ 化  $\mathcal{O}$
- 2 に 率先 県 は、 し て取 そ  $\mathcal{O}$ ŋ 設 組 置す む ŧ る のとす 公共施設 , る。 及 び その 主 催する行 事等 に お け る 地 産 地 消  $\mathcal{O}$ 推 進
- 3 他 る  $\mathcal{O}$ 県産 県は 必 要  $\mathcal{O}$ な 農 市 施策を 林 町 水 村 産 が 講 実施 物 ず  $\mathcal{O}$ え も 利用 する 公共施 等  $\mathcal{O}$ لح 0) す 地 産地 設 る。 に お 消 け  $\mathcal{O}$ 取 る 県 組 を支援す 産  $\mathcal{O}$ 木 材 る  $\mathcal{O}$ ため 利 用 情 報 校  $\mathcal{O}$ 給 提 食 供 に そ お け

(農山 村  $\mathcal{O}$ 振 興 12 関 す んる施策

第 推 力あ 進そ 七条 る  $\mathcal{O}$ 農 Щ 県 は  $\mathcal{O}$ 村 必 0 要な施 農林 振 興 を 水 産業及 策を 図る ため 講 ず び る も 農 農 Щ  $\mathcal{O}$ Щ 村 村に لح  $\mathcal{O}$ す 有 る。 お す け る 多面 る 生産 的 基 一盤及 能 が 十 び 生 分に発揮さ 活 環 境  $\mathcal{O}$ 整 れ る

(県民  $\mathcal{O}$ 農林 水産業及 び農 山 村 に 対 す る 理 解  $\mathcal{O}$ 促 進 等に 関 す る 施 策

第十 供  $\mathcal{O}$ 市 八条 推 と 進及 農 県は、 Щ び学習 村 کے 県民  $\mathcal{O}$ 地域  $\mathcal{O}$ 機  $\mathcal{O}$ 間交流 農林 会  $\mathcal{O}$ 増大そ 水 産  $\mathcal{O}$ 業及 促 進、  $\bar{\mathcal{O}}$ 他 び 農 県  $\mathcal{O}$ 民 必 山 要な に 村 対 に 施策 す 対 る す を講 る 農 林 理 ず 水産 解 る ŧ 業 関  $\mathcal{O}$ に 心 を深 と 関 す す る る 8 情 る 報 8  $\mathcal{O}$ 

都市 農 業 の振興に 関 する 施策

- ぎと潤 た る農地 8 九条 及 次 11 び 県は、 をも 掲げ 平地 た 都市 る施 林 5 す  $\mathcal{O}$ など多 策 農 適 を講 正な 業が 様な 都市住 維持 ず る 機能 t 及 び保  $\mathcal{O}$ 民 を果た とす 12 全 新 を る 鮮 义 す な 農 る ŧ ととも  $\mathcal{O}$ 産 で 物 あ を 供 に ることに 給 都 す 市 る 農 鑑  $\mathcal{O}$ 業 み、 4 な  $\mathcal{O}$ 将来に 振 5 処興を ず、 义 安 わ 6
- 市 業 0 経営  $\mathcal{O}$ 維 持 に 対 す Ź 支援 に 関 す る 策
- す る 知  $\mathcal{O}$ 及 及 び 啓 発 関 す る施
- 三 市  $\mathcal{O}$ 有 す る 策 防 災 良 好 な景 観  $\mathcal{O}$ 形 成 並 び に 県 土 及 び 環 境 0 保全  $\mathcal{O}$

能

 $\mathcal{O}$ 

発

揮

に関

す

る

施

(関係団体との連携の強化等に関する施策)

第二十条 策を講ずるも 農林漁業者団体、 11 手の 育成及び確保、 県は、 のとする。 農林 消費者団体 水 農地 産業の  $\mathcal{O}$ 確保及び そ 持続的発展を図るため、  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 集積、 関係団体との 農林水産物の生産及び販売等に関 連携の強化その 意欲の ある農林水産 他  $\mathcal{O}$ 必要な施 一業の 担

第三章 施策の推進

(支援体制の整備)

第二十 興の に努めるものとする。 ( 当 該 ため 一条 職員 に必要な試験研 0 県は、 職に係る専門的な知識及び 農 林漁業者を支援する 究  $\mathcal{O}$ 推進、 その 技能 体 成 果 制  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 継承を含む。 普及等を行う職員 整備を図 [るため、 並 農林 びに適正な  $\mathcal{O}$ 育成及び 水産 業 配 確  $\mathcal{O}$ 保 振 置

(財政上の措置)

第二十二条 の措置を講 県は、 ずるよう努めるも 農林 水産業の のとする。 振 興に関する施策を推進するため、 必要な 財 政 上

2  $\mathcal{O}$ る ために 県は、 ることに鑑み、 ものとする。 は、 前項の財 その 基礎 政上 それらに関係する事業に要する経費に となる生産基盤の の措置を講ずるに . 当 整 備及 た つ び て 試 は 験研 農 つい 究 林  $\mathcal{O}$ 水 推進 て、 産 業 0 が 別 必 持  $\mathcal{O}$ 要不可欠 配慮をす 的 な 発 で 展

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第七条第一項 この 条例の 施行  $\mathcal{O}$ 規定に  $\mathcal{O}$ 際、 より 現に策定され 策定され た基本 て 11 る埼玉農林業・ 計 画とみなす。 農 山 村 振 興 ピ ジ 彐 ン は、

(見直し)

3 Ł 県は、 のとする。 社会 状 況  $\mathcal{O}$ 変化等を踏まえ、 必 要に応じ この 条例 に 0 VI て 見 直 を行 Š

埼 玉 手 数 料 例 及 び 埼 玉 県 証 例  $\mathcal{O}$ 部 を 改正 す る 条例 をここに 公 布 す

平成二十九年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 埼玉県条例第十五号

玉 県手 数料条 例 及 び 埼 玉 県 証 紙 条 例  $\mathcal{O}$ 部 を 改 正 す る 条 例

(埼玉県手数料条例の一部改正)

正する 玉県手数 料 条 例 (平成十二年埼 玉 県 条 例第九 号)  $\mathcal{O}$ 部 を 次  $\mathcal{O}$ ょ う

号」に 第二十三号中 一号」 第三条 を 「第· 号 改 に め、 第 を +同条第二十 七十三号」に 九 第七 第六 同条 号 中 十号」 +第二十二号中 -九号」 第 -六号中 六 を +改 め、 に 六号」を 「第七十二号」 改 「第七十五号」を「第七十 め、 同条第二十五号中 「第六十九号 「第六十 同 条第二十 に改 八 め、 を \_ 号 「第七十二号」 「第七十 に 中 同条第二十 改 「第 め、 七 号」に 六 同 条 -四号中 八号」 第 改め を「第七 に 二 十 改 る。 を 号 第 中 + 七

号イ 第二号イ」 する書類と 8 同号を同 号 び 八号を同 第 加 削 書類 第百 别 え、 (2)表 同 一六 号 十条第二号 号 +都 額 を 項 項 市 口  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 「第百号 一号イ」 に、 書類」 第百十 整 中 第 下 1 同 欄 第 (平成二十 (2) E て知事 項 に 備 百十一号と イ 第百十 第百 を +「又は 部 条第 第八 に  $\mathcal{O}$ 四号とし 0) ハ、 項第一 下 が 改 兀 え 百 六号 条第 め、 号 第 12 一号 別 第百 八年経済産業省 三号と 第 +L に れ -条 第 「第八 イ (2) 号 中 又はこ 定めるも 額 百 六 同 金 に 号 イ 同 項 類 号 額 L 八 同  $\mathcal{O}$ 項 号 項 す 第 一号イ(2)」に改  $\mathcal{O}$ ハ 第 条第一号 れに 金額 に改 (1) 及 イ 第百七号中 同 第 る書類と 五号中「 0 び第百 項 百 口 百 四号イ \_ を め、 第百九号  $\mathcal{O}$ + • 類する書類とし を「第十条第一号イ(1)」に、 <del>.</del> 号 に 国土交通省令第一号) を 欄 「第百六号金 イ (1) 加 L +第 改 同号を同項第百十二号とし、 中 口 平 8 え、 \_ 九十 及 一号 7 第 め、 中 を 知 び を 百八 八号ハ、 事 第百八号 同 「第 「書類」 「第百 ハ 「第十条第一 成二十七年法律第五十三号)」 が \_ 号 同号を同項第百十号とし 号金 額 て 八条第二号イ」 に を 別 の欄イ に定 +知事が別に定めるも 改 同 一号 第百 額 め、 イ 項  $\mathcal{O}$ 第 下  $\mathcal{O}$ 80 第八条第二号 に \_ 金 百 号 イ 欄 る 同 兀 を  $\neg$ 額 1 ŧ 項 号  $\neg$ 八号とし 第百十 又 ハ 第  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ (<u>i</u>) に、 石六号 はこれ 及 第八条第 を を加 第百 同 第十 び 口 「第百 項第百 \_  $\mathcal{O}$ え 百 1 同 類 改 及 条 中

		百九 建築物のエ ネルギー消費性 能の向上に関す る法律(平成二 十七年法律第五 十三号)第十二 は第二項若しく は第二項若しく は第二項若しく は第二項表 は第二項方 は第二項方 は第二項方 は第二項方 は第二項方 は第二項方 は第二項方 は第二項方 は第二項方 は第二項方 は第二項方 は第二項方 は第二項方
		定 適 消 ネ 建 手 合 費 ル 築 数 性 性 ギ 物 料 削 能 l エ
以上二万五千平方メートル未満ののに応じそれぞれ次に定める額を基準に適合するものでに掲げる基準に適合するものでに掲げる基準に適合するものでに掲げる基準に適合するものでに掲げるように応じそれぞれ次に定める額に応じそれぞれ次に定める額に応じそれぞれ次に定める額に応じるれぞれ次に定める額にある。	(二) 床面積の合計が三百平方メートル 以上二千平方メートル未満のもの以上五千平方メートル未満のもの以上五千平方メートル未満のもの以上五千平方メートル未満のもの以上一万平方メートルセ十五万九千円で、大十一万平方メートルセナーカー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・	イ 建築物のエネルギー消費性能の向上に 関する法律第十二条第一項又は第十三条 第二項の規定による場合 (1) 建築物エネルギー消費性能基準等を 定める省令(平成二十八年経済産業省・ 国土交通省令第一号)第一条第一項第 一号イに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定 める額 (1) 床面積の合計(知事が別に定める 算定方法によって算定したものをい う。以下この号及び第百十五号にお いて同じ。)が三百平方メートル未 満のもの ニナ六万七千円

満  $\mathcal{O}$ ŧ  $\mathcal{O}$ 

万二千円

(<u></u> 以上二千平方メー 床 面 積  $\mathcal{O}$ 合計が三百平方メ トル未満 0 もの ル

以上五千平方メ 床面積の合計が二千平方メ トル未満の カメートル-七万千円 もの

]

 $(\equiv)$ 

二十七万七千 円

以上一万平方メートル未満の もの

床

面

積の合計が五千平方メ

1

ル

三十六万二千円

(<u>Fi</u>) 以上二万五千平方メートル未満 床面積 の合計が 一万平方メー の も  $\vdash$ ル

四十三万五千円

(床 ル以上のもの 面 積  $\mathcal{O}$ 合計 が 消 二万五千平方メー 費性能の 五十一万円 向上に

口 関する法律第十二条第二項又は第十三条 建築物のエネルギー

第三項の規定による場合

(1)める基準に適合するもの 定める省令第一条第一項第一号イに定 区分に応じそれぞれ次に定める 建築物エネルギー消費性能基準等 次に掲げる を

 $\left( \longrightarrow \right)$ 未満のもの 床面積の合計が三百平方メート 十三万三千五百円 ル

(\_\_\_) 以上二千平方メ 床面積の 合 計が三百平方メ トル未満の もの 1 ル

二十一万六千円

床 上五千平方メ 面 積の 合計が二千平方メ ートル未満  $\mathcal{O}$ Ł ]  $\mathcal{O}$ 1 ル

 $(\equiv)$ 

以上一万平方メー 面 積  $\mathcal{O}$ 合計が 三十七万九千五百 五千平方メ ル未満 三十万  $\mathcal{O}$ 八千円 1 ル

(四)

床

トル以上のもの 二十五万五千円の 床面積の合計が二万五千平方メー 二十一万七千五百円	ま 人 万 万 も の も の も の	四 床面積の合計が五千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの十三万八千五百円	以上二千平方メートル未満のもの 五万千円 未満のもの	② 建築物エネルギー消費性能基準等を 定める省令第一条第一項第一号口に定 定める省令第一条第一項第一号口に定	田 床面積の合計が一万平方メートル 以上二万五千平方メートル未満のもの 四十四万九千円の 四十四万九千円

号とする。 に掲げる場合を除く。 知事が別に定めるもの」を加え、同号金額の欄ロ中「非住宅建築物」の下に「(5) 別表都市整備部の項第百五号中「書類」  $\smile$ 」を加え、 同欄口に次のように加え、同号を同項第百七 の下に「又はこれに類する書類として

(5)事が別に定める場合に限る。 定める額 が別に定める場合に限る。) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の部分及び非住宅建築物(知

- $\left( \longrightarrow \right)$ 床 面 積  $\mathcal{O}$ 合計 が三百平方 メ ] 1 ル 以 内  $\mathcal{O}$ Ł  $\mathcal{O}$ 兀 万五千五 百
- $(\Box)$ 床 面  $\mathcal{O}$ 合計 が三百平 方 メ  $\vdash$ ル を超え二千平方 メ 七 万 九 以 内 円  $\mathcal{O}$
- $(\equiv)$ ŧ 床 面 積  $\mathcal{O}$ 合 計 が二千平方 メ 1 ル を 超え五千平方 十二万九千 メ  $\vdash$ ル 五. 百 円  $\mathcal{O}$
- (四) 床面 積  $\mathcal{O}$ 合計 が 五千平 方 メ 1 ル を超え 万平方メ 1 ル 以  $\mathcal{O}$
- (<u>H</u>) ŧ 床  $\mathcal{O}$ 面 積  $\mathcal{O}$ 合計 が 万平 方 メ ル を超え二万五千平方メ ·七万千 五. 百円 ル 以
- (六) 床 面 積  $\mathcal{O}$ 合計 が二万五千平方 メ 1 ル を超えるも

内

ŧ

二十四万三千円

二十万

七千

円

掲げ と を を 第 ギ 品 質確 する 「又は 一項 别 る場合を除  $\mathcal{O}$ 表 保の び 0) 使 都市 第百 用 登 録 れ 促 0) 整 進等に に 建築物 七 合 備 号 < 類す 理化 部 0 に 調 等 関 る 項 改め、 査機関 に関す はする法 第百四 書類とし を加え、 一号を同 が Ź 同号 律 て 作 法 第五条第一 成 律 同 金 知 心したも 事が 欄 額 項第百六号と (昭 和  $\mathcal{O}$ 口 に次 欄 別 に定  $\mathcal{O}$ 項 五. 口 に +  $\mathcal{O}$ 中  $\mathcal{O}$ んめるも 登録住 限る。 四年法律第四十九号) ように 非 住宅建築物 第百五号 加え、 の」に、 宅性能評価機関 同項第百三号中 同号を同項第百五号 イにおいて同じ。)」 「及び第百五号」 の 下 に 第七十六条 又はエネル 住 (5) に 宅  $\mathcal{O}$ 

- (5)定め 事 が 住 別 宅用途を含む建築物 12 定め る場合に限 る。 の住宅用途以 次 K 掲 外の げ 部 る 分及 区 分に び非住宅建築物 応じそれ ぞれ 次 **知**
- 面 積  $\mathcal{O}$ 合計 が 三百 平方 メ 1 ル 以 内  $\mathcal{O}$ ŧ  $\mathcal{O}$ 九 万

千

る

- $(\underline{\phantom{a}})$ ŧ 床  $\mathcal{O}$ 面 積  $\mathcal{O}$ 合計 が三百平方 メ 1 ル を超え二千平 方 メ 十 五 万 ル 千 内 Щ  $\mathcal{O}$
- $(\equiv)$ Ł 床  $\mathcal{O}$ 面 積  $\mathcal{O}$ 合計 が二千平方 メ 1 ル を超え五千平 方 二 十 五 メ 1 万 ル 九 以 千 内 円  $\mathcal{O}$
- (四) 床 面 積  $\mathcal{O}$ 合計 が 五千平 方 メ ル を 超 え 一 万平 方 メ ル  $\mathcal{O}$
- (<del>Ti</del>) 内 ŧ  $\mathcal{O}$ 床 面 積  $\mathcal{O}$ 合 計 が 万平方 メ 1 ル を超 え二万五 千平方 四十 三十 匹 メ 万三千 万 四千 円
- (六) 床 面 積  $\mathcal{O}$ 合計 が二万五千平方 メ ル を超えるも  $\mathcal{O}$

げ 金 項第百号中 口 中 九十 九 中 額 別表都市整備部の 第三十四号  $\mathcal{O}$ 「第九十九号」 「第九十九号」を「第百一号」 六号 欄 九号を第百一号とし、 口 を第九十 「第九十 を「第百号金 の次 を E 八号金額 項中第百二号を第百四号とし、 八号とし、 次 「第百一号」に改 の二号を加える。 額 第九十八号を第百号とし、  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 欄口」 欄 第三十五号から第九十五号までを二号ずつ イ」を「第百号金額の欄イ」に、「第九十八号 に、「第百号」を「第百二号」に改め、 に 改め、 め、 同号を同項第九十九号とし、 同号を同 第百一号を第百三号とし、 同項第九十七号金 項第百二号とし、 繰り 額の 同 同 項中 項 同 下 中 同

	=	
	数料	
	可申請手	対する審査
	の特例許	の許可の申請に
	最高限度	最高限度の特例
	の高さの	建築物の高さの
	る建築物	の規定に基づく
	内におけ	第二項ただし書
	誘導地区	法第六十条の三
十六万円	特定用途	三十六 建築基準
	料	
	申請手数	
	特例許可	する審査
	低限度の	許可の申請に対
	面積の最	低限度の特例の
	又は建築	は建築面積の最
	の容積率	築物の容積率又
	る建築物	規定に基づく建
	内におけ	第一項第三号の
	誘導地区	法第六十条の三
十六万円	特定用途	三十五 建築基準

別表都市整備部の項に次の一号を加える。

百十五
建築物の
建築物工
イ
建築物エネルギー消費性能基準等を定

上二万五千平方メートル未満のもの上二万五千平方メートル未満のもの三十七万九千五百円上一万平方メートル以
床面積の合計が五千平方メ
に
面 上五千平方メートル未満のもの
るこ 3 床面積の合計が二千平方メートル以
更に  二十一万六千円
に基づ 請手数料 上二千平方メートル未満のもの
一 書交付申 ② 床面積の合計が三百平方メートル以
令 該当証明 満のもの 十三万三千五百円
八 軽微変更 1 床面積の合計が三百平方メートル未
規 確保計画 応じそれぞれ次に定める額
関 消費性能 基準に適合するもの 次に掲げる区分に
費 ネルギー める省令第一条第一項第一号イに定める

(5)(6)上二万 ル 以 床 面 面  $\mathcal{O}$ 積 五千平方 積 ŧ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 合計  $\mathcal{O}$ 合 計 メ が が  $\frac{-}{+}$ 二万五千平方メ 万平 二十五万五千 一万七千五 方 未満 メ +八  $\mathcal{O}$ 万千円 百円 ル  $\mathcal{O}$ 以 円

绮 玉 県 証 紙 条例  $\mathcal{O}$ 部 改正

第二条 に改正する。 埼玉県証 紙条例 (昭和三十九年埼玉 県条例第六十三号)  $\mathcal{O}$ 部を次  $\mathcal{O}$ ょ う

げ、 を第三百 別 第三百六十三号を第三百六十六号とし、 表埼 玉 八十五号と 一県手数料 条 Ļ 例 第三百六十四号 伞 成 十二年埼 カュ 玉 一県条例 ら第三百 同号 第九  $\mathcal{O}$ 次 八十号まで に次 号) の一号を加  $\mathcal{O}$ 項 を 中 ·第三百 四号ずつ える。 八 ŋ 下 무

三百六十 請手数料 七 建築物 工 ネ ル ギ 消費性能確保計 画 軽 微 変更 該 当 証 明書交付

申

下げ、 を第三百六十五号とし、 别 表埼玉県手数料条例 第三百五十 八号を第三百六十号とし、 第三百五十九号から第三百六十一号までを三号ずつ繰り (平成十二年埼玉 一県条例 同号 第九  $\mathcal{O}$ 次に 号) 次  $\bigcirc$  $\mathcal{O}$ 項 一号を加える。 中 第三百六十二号

三百六十一 建築物 エネル ギー 消費性能適合性判定手数 料

下げ、 を第三百五十九号とし、 表埼 第二百九 玉 県手数料条例 十三号の 第二百 次に (平成十二年埼 次 の二号を. 九十四号 加 か 玉 える。 県条例第九号) ら第三百五十六号ま  $\mathcal{O}$ 項 で 中 を二号ず 第三百五十七号 つ繰り

二百九十四 最低 限度  $\mathcal{O}$ 特例許 特定用途誘導地 可 申 -請手数: 区 内 料 に おける建築物  $\mathcal{O}$ 容積率又は 建築面 積  $\mathcal{O}$ 

二百九 可申請手数 十 五 特定用途誘導地 区内に おけ る建築物  $\mathcal{O}$ 高 さ  $\mathcal{O}$ 最 高 限 度  $\mathcal{O}$ 

則

 $\mathcal{O}$ 条例 は 平成二十 九年四 月 日 カュ 6

埼玉県病院事業の設置等に関する条例 平成二十九年三月二十八日 の一部を改正する条例をここに公布する

埼玉県知事 上 田

清

司

## 埼玉県条例第十六号

部

を次の

ように改正する。

埼玉県病院事業の設置等に関する条例 埼玉県病院事業の設置等に関する条例 ( 昭 和  $\mathcal{O}$ 兀 \_ +部 を改 一年埼玉県条例第六十二号) 正する条 例

 $\mathcal{O}$ 

号  $\mathcal{O}$ 別表診療及び検査の 次に次の 四 三二〇円」を「五、 号を加える。 項中第五号を第六号と 四〇〇円」に改め、 į 第四号 同号を同項第四号と を第五号と Ĺ Ļ 同 頂第三号 同項第二

 $\equiv$ 事情が の範囲内にお 病院が表示する診療時 ある場合に受けたも いて病院事業管理者が定め 間  $\mathcal{O}$ 以 を除く。 外  $\mathcal{O}$ 時間に  $\smile$ に る お け 2 る診 V ては 察 (緊急その 回につき八、 他 Þ む 六 四 を得 一円 な

の条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

附

則

#### 条

埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 埼玉県条例第十七号

埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例

に改正する。 埼玉県学校職員定数条例(昭和三十年埼玉県条例第二十一号) の一部を次のよう

第二条第一項の表を次のように改める。

その他の職員	をいう。) をいう。) をいう。) をいう。)	職員種別学校種別
一、 四 二 人	八、 一 七 九	時制の課程) 高等学校(定 ので市町村立
四 六 人 五	三、九七六	援学校村立の特別支界立及び市町
五 〇 人 九	九 六 一 七	村立の中学校
一、 〇 一 人	大 七 一 六、四 〇 人	校 市町村立小学

#### 附則

- 1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 2 二四二人」と、 成三十年三月三十一日までの間は、 改正後の第二条第一項の 九、 六一七人」 規定の適用に とあるの 同 項 の表中 2 は いては、平成二十九年四月一日から平 九、 「八、一七九人」とあるのは「八、 七二一人」とする。

#### 条例

埼玉県美術作品取得基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 埼玉県条例第十八号

埼玉県美術作品取得基金条例の一部を改正する条例

埼玉県美術作品取得基金条例 (昭和五十四年埼玉県条例第四号)  $\mathcal{O}$ 部を次のよ

うに改正する。

第六条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

(処分)

第六条 定めるところにより、 知事は、 財政上特に必 基金の目的を妨げ 要があると認 な い範囲内において、基金に属する現金 めるときは、 般会計歳入歳出予算の

の一部を処分することができる。

2 前項の規定による処分が行われたときは、 基金の 額 は、 その処分額に相当する

額が減少するものとする。

付訓

」の条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

#### 条

埼玉県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 埼玉県条例第十九号

埼玉県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例

埼玉県地方警察職員定数条例(昭和二十九年埼玉県条例第二十八号)の一部を次

のように改正する。

百八人」を「三千六百二十九人」に改める。 を「六百八十人」に、「六千八百八十八人」を「六千九百二十六人」に、「三千六第二条第一項第一号中「二百八十七人」を「二百八十九人」に、「六百七十七人」

附則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

#### 規則

布 する。 知 事  $\mathcal{O}$ 保 有 す る 個 人情 報  $\mathcal{O}$ 保護等に 関 す る 規 則  $\mathcal{O}$ \_\_ 部 を改正 す る 規則 をここ に 公

平成二十九年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 埼玉県規則第十八号

号) 知  $\mathcal{O}$ 事  $\mathcal{O}$ 一部を次 知事の保有 保有する個人情  $\mathcal{O}$ よう する 個 に改正する 報 人  $\mathcal{O}$ 情 保護等に関する規則 報  $\mathcal{O}$ 保 護等に 関 する 規 (平成十七年埼玉県規則第七 則  $\mathcal{O}$ 部 を改 正 する

第二十一条を削る。

第二十条とする。 第二十条中 「第 九 条」 を 「第十条」 に改 め 同条を第二十 <del>--</del> 条と 第 +九 条を

同条を第十九条とする。 第十八条第三項第 \_ 号 中 第 九 条 第 \_ 項各号」 を 「第十条第 項 各 号」 に 改  $\emptyset$ 

に 改め、 第十七 条第一項第一号中 同条を第十八条とし、第十六条を第十 第 九条 第 項 第 <del>--</del> 号 七条とす イ を る。 「第 条 第一 項 第 一 号 イ

条とし、 八条第一項」を「第九条第一項」に改め、 第十五 第十三条を第十四条とし、 条第二項中 「第十条第二項第一号」を「第十一条第二項第一 第十二条を第十三条とする。 同条を第十六条とし、 第十四条を第十五 号 に、

条とする 第十 条中 「によ り、  $\sqsubseteq$  $\mathcal{O}$ 下 に 「同条第一 項に規定する」を加え、 同 条を第十二

する。 第十 条第二 項 中 第 八 条第 \_ 項 \_ を 第 九 条 第  $\overline{\phantom{a}}$ 項 \_ に 改 め、 同 条 を 第 +条 لح

第 とする。 口 四条第十五号 \_ 第九条第一 項」に、 「第十七 項 第 一 条第 」を「第 第 \_ 号 項 七 第 条 四条第一 1 号」 第一項第一号」を「第 中 別 記 項第九号」 を「第十八 様式第三十号」 に、 条第一 十八条第一項第一号」 「第百三十四条」を「 を「別 項 第一号」 記様式第二十九号」 に改 め、 に改 同条を第 第百三十四条 め、 同号 +条

8 六条第一号」 第八条第二項 同条を第九条とす を 「第十 中 「第十条第 -七条第 号」 項 第 に、 号 「第十四条各号」 を 第十 <del>--</del> 条第一 を 項 第 「第十五条各号」 \_ 号 に、 第 に 改 +

第 条中 を 「第二条第 第 二条第 六項第 九 項第 号 号 に改 を め、 第二条第 同 条を第八 九 項第二号」 条とす る。 に、 第二条第 六 項

第六条第 号及び 第二号中 「第二条第六 項第 号」 を 「第二条第 九 項 第 \_\_ 号」 に

第 一条の を第 七 同 次に 条第三号中 次  $\mathcal{O}$ 第五条を第六条とし 一条 「第二条第 を 加える。 項第三号」 第二条か を 「第三条第一 5 第四 条ま でを 項第三号」 条ず 0 繰 改 り 下

(要配慮個人情報)

第二条 る。 を内容とす 例 る記述等 第二条第 兀 本 項  $\mathcal{O}$ 人 規  $\mathcal{O}$ 病 則 歴 等 又 で は 定 犯  $\otimes$ 罪 る  $\mathcal{O}$ 記 経 述 歴 等 は 該 当す 次 に 掲 る ŧ げ  $\mathcal{O}$ る を 事 除 項 0 11 ず と れ す カュ

- 一次に掲げる心身の機能の障害があること。
- イ 上  $\mathcal{O}$ 身 体障 障 害 者福 祉 法 (昭 和二十四年 法律第二百八十三号) 別 表 に 掲げ
- 口 的 障 害 者 福 祉 法 (昭 和 三十 五 年 法 律 第  $\Xi$ +七 号) に しい う 知 的 障 害
- ハ 号) 二条第二 精神 に V 保 ・う精神 一項に 健 及 規定する発達障 び 障 精 害 神 障害者 ( 発達 福 障害者支援 害を含み 祉 に 関 す 法 る 法律 ロに 伞 掲げ 成 十 昭昭 六年 るも 和二十五 のを除 法 律 第 年 百六 法 律 十七 :第百 号) +三
- 三号) 大臣 生活 治 が 及 療力 定め び社会生 兀 法 [条第 る程 が 確 活を <u>\frac{1}{1}</u> 度 \_ 項 L で 総合  $\mathcal{O}$ て あ 政 V る 令で ŧ 的 な に 1  $\mathcal{O}$ 支援 疾病その 定 んめるも する  $\mathcal{O}$ た 他 め に  $\mathcal{O}$ 特 ょ  $\mathcal{O}$ る障 殊 法 律 0 害 疾病 平  $\mathcal{O}$ 成十 程 で 度が あ 七 0 同 年 て障害者 項 法 0) 律第百二十 厚生労  $\mathcal{O}$ 日 常
- 師等  $\mathcal{O}$ 他 本  $\mathcal{O}$ 人に 査 11 対 う。 て 医 同 号 師 に その お ょ 1 り 他医 行 7 わ 健 れ 療 康 た に 診 疾 関 断 病 連 等  $\mathcal{O}$ す 予 る とい 防及 職 務 う。 び に 早 従 期 事 発 す  $\mathcal{O}$ 結果 見 る者(次  $\mathcal{O}$ た 8 号に  $\mathcal{O}$ 健康診 お 11 て 断 医
- 三 て、 は 健康 剤 本 が 診 に 行 わ 対 等 れ  $\mathcal{O}$ して医師等 たこと。 果 に基 づ に ょ き り 心 又 身 は  $\mathcal{O}$ 疾 状 病 態 負傷  $\mathcal{O}$ 改 善 そ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 他 た 8  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 心 身 指 導  $\mathcal{O}$ 又 変 は 化 診 を 理 若 と <
- 兀 0 本  $\mathcal{O}$ を被 刑 事 事件 疑者 文は に 関 する手 被告 人 とし が 行 て わ れ 逮 た 捕 . こと。 搜索、 差 押 え 勾 留 公 訴  $\mathcal{O}$ 提 起 そ
- 五. 少年 又は 本  $\mathcal{O}$ を少年法 護  $\mathcal{O}$ 事件 V に  $\mathcal{O}$ (昭 関 あ る者と する手続が 和二十三年法 L て、 行 わ 調 律第百六十 れ 查、 た こと。 観 護 八  $\mathcal{O}$ 措置、 号) 第三条第 審 判 保 <del>---</del> 護 項 処 に 分そ 規 定  $\mathcal{O}$ す 他
- 別 表中 + 八 条 関 係) \_ を  $\neg$ (第十 九 条関係) に 改  $\otimes$ る

附則

1 条 五. 改 号 則 Œ は 規 を 定 平 第 成 三十 兀 条第 別 記 九 年 項 式 五. 第 第 月 三十 九  $\equiv$ 号 +号 日 に \_ カン を 改 6  $\otimes$ 別 る 行 部 記 す 様 る。 分に 式 第二十 限 た だ る。 九 号 は、 第 九 に、 条第 公 布  $\mathcal{O}$ 項 日 兀 カュ

ら施行する。

二十九 規定に 1 以 0 を記載するため る 下この 項に  $\mathcal{O}$ V ル (平成二十九年埼玉 7 で 玉  $\mathcal{O}$ 規定する要配慮個人情報を含むもの あ よる改正後の 年埼玉県条例第六号) 県 改正後 項にお 個 って新条例 埼 人情報保護条例及 玉県個人情報保護条例及 V の第六条第三項の規定の の新条例第十四条第一項に規定する個人情報ファ 7 埼玉県個 第十三条第 \_ 新条例」 県条例第六号) 人情報  $\mathcal{O}$ び 施 という。) 一項第五号に規定する記録情報に新条例第二条第 行 玉 県情 保護条例  $\mathcal{O}$ 際現 び の施行後遅滞なく」 適用に 埼 報 公開条例 玉県情報公開 に E 第二条第九 ついて当該要配慮個 (平成十六年埼玉県条例第六十五号。 知事が保 0 V ては、 の 一 が 有してい 項に規定する個人情報ファ 条例 部を改正する条例 とする。 同 項  $\mathcal{O}$ 中 る同条例第一条の \_ 部を改正する条 1 人情報を含む旨 直ちに」 ル 簿の 修正に (平成

### 規則

埼玉県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 埼玉県規則第十九号

埼玉県福祉のまちづくり条例施行規則の 一部を改正する規則

埼玉県福祉のまちづくり条例施行規則 (平成七年埼玉県規則第八十二号)  $\mathcal{O}$ 一部

を次のように改正する。

別表第三第一号イ中「母子保健施設」 を「母子健康包括支援センター」に改める。

附則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

### 規則

埼玉県児童福祉審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 埼玉県規則第二十号

埼玉県児童福祉審議会規則の一部を改正する規則

埼玉県児童福祉審議会規則(平成十七年埼玉県規則第九十六号)の 一部を次のよ

うに改正する。

第七条第一項の表第一号中 則 「第六条の四第一項」を「第六条の四」 に改める。

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

## 管 理 規 程

# 埼玉県公営企業管理規程第二号

を 公営企  $\mathcal{O}$ ように 業管理者 定める の保有する個人情 報  $\mathcal{O}$ 保 護 等 に 関す る 規 程  $\mathcal{O}$ 部 を 改 正 す る 規

平成二十九年三月二十八日

埼玉県公営企業管理者 奥 野 立

公 営 企 業管 理 者  $\mathcal{O}$ 保 有 す Ź 個 人情報  $\mathcal{O}$ 保護等に 関す うる規程  $\mathcal{O}$ 部 を改 正 する

規程

公営企業管理 者  $\mathcal{O}$ 保 有 す る 個 人 情 報  $\mathcal{O}$ 保 護 等 に 関 する 規 程 伞 成 + 七 年 埼 玉 公

企業管理規程 第十二号  $\mathcal{O}$ 一部 を次 0 よう 12 改 正 す る

十 第十九 九条とする。 三 十 条中 四条を第二十 「第九 条」 · 五 条 を とし 「第十条」 第二十条か に改 8 5 第二十三条を 同条を第二十条とし、 条 ず 0 第十八 繰 り 下 条 げ を第

に改 第十七 め、 条第一 同条を第十 項第 -八条と <del>--</del> 号 中 し、第十六条を第十 「第九条第 項 第 <del>---</del> 号 七条とす 1 を る。 第 + · 条 第 \_\_\_ 項 第 \_\_\_ 号 イ

条とし、 八条第一項」を「第九条第 第十五 第十三条を第十四条とし、 条第二項中 「第十条第二項第一号」を「第十一条第二項 一項」に 改め、 第十二条を第十三条とする。 同条を第十六条とし、 第十 第 四条を第十五 号 に、

条とする 第十 条中 「によ り、  $\sqsubseteq$ の 下 に 同 条第一項に規定する」を加 え、 同 条を第十二

する 第十条第二 項 中 第 八 条第 <del>---</del> 項 を 第 九 条 第 <del>---</del> 項 に 改 め、 同 条 を 第 +条 لح

とする。 第 口 \_ 中 条第十五 項」に、 「第十 九 条第一 号 項第一 条 」を「第 第 第十 \_\_ 項 号 七条第一項第一号」を「第十八条第一項第一号」 四条第 第 1 号 中 別 \_ 項第 記 を「第十八 様式第三十号」 九号」 に、 条第一  $\neg$ を 項 第百三十四条」 第一号」 別 記様式第二十 に改 め、 を 九号」 に改 同 第百三十 条を め、 第 · 四 条 +同 号 条

六条第  $\Diamond$ 八条第二 同条を第九条とす 号」 を 項 「第十 中 第十条第 七条第 項 第 号」 一号」 に、 第 を +第十 四条各号」 \_\_ 条第一 を 項 第 第十 \_\_ 号 五条各号 に に 第 改 +

を 「第 「第二条第六項第二号」 二条第 九 項第 号 に を 改 「第二条第九  $\emptyset$ 同 条 を第 項第二号」 八 条とす る。 に、 第二条第六 項

改  $\Diamond$ 条第 同 条第三号中 び 第二号中 「第二条第 「第二条第六 <del>\_\_\_</del> 項第三号」 項 第 を 「第三条第一 を 「第二条第 項 第三号 九 項 12 第 改 め、 同

を第 第五条を第六条とし、 第二条 カコ ら第四 「 条 ま で を 条ず 9 り 下

第一条の次に次の一条を加える。

(要配慮個人情報)

第二条 る。 を内容とす 例 る 第二条第 記 述等 本 項  $\mathcal{O}$ 人 規  $\mathcal{O}$ 則 病 歴 等 で 又 は 定 犯 8 罪 る  $\mathcal{O}$ 記 述等 経 歴 は 該 当 次 「するも に 掲 げ る  $\mathcal{O}$ を 事 除 項 <  $\mathcal{O}$ V ず لح れ す カュ

- 一次に掲げる心身の機能の障害があること。
- イ 上  $\mathcal{O}$ 身 障 体 障 害 者福 祉 法 (昭 和二十四年 法律第二百八十三号) 別 表 に げ る
- 口 知 的 障 害 者 福 祉 法 (昭 和 三十 五. 年 法 第三 +七 号) に レソ う 知 的 障
- ハ 号) 二条第二項に 精神 1 保 、う精神 健 及 規定す び 障 精 害 神 障害 る発達障害を含み、 (発達障害者支援 者 福 祉 12 関 す 法 る 法律 ロに (平成十 掲げ 昭 ·六年 るも 和二 十五  $\mathcal{O}$ 法律第百六 を除 年 < 法 律 十七 第百 号) +
- 三号) 大臣 生活及び社会生活を 治 療方 が 定め 第 四条第一 法 る程 が 確 度 1 項 で L 総合 あ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{T}$ 政 V る 令で Ł な 的 に 11  $\mathcal{O}$ 支援 定めるも 疾病その する ため 他  $\mathcal{O}$ に  $\mathcal{O}$ 特殊の よる  $\mathcal{O}$ 法律 障 疾病 害 伞  $\mathcal{O}$ 程 であ 成十 度 が 0 七 て 同 年 '障害者 項 法 0) 律 :第 厚生 百二十  $\mathcal{O}$ 労 日 常
- 師等  $\mathcal{O}$ 他の 本 検 査 V 対 (同号 て医師そ に に お ょ 1 ŋ  $\mathcal{O}$ 行 他 7 わ 医 療 健 れ た疾病の 康診断 に 関 連 等 す 予 る とい 防及 職 務 う び に 早 従  $\overline{\phantom{a}}$ 期 事 発見 す  $\mathcal{O}$ 結果 る者 0 次 た  $\otimes$ 号  $\mathcal{O}$ に 健康診断 お V て「 医
- は て、 健康 剤 診 が 行 断 わ 対 等 れ 0 たこと。 結果 T 医 師等 に基 づ に ょ き り 心 又 身 は  $\mathcal{O}$ 疾 状 病 態 負傷そ  $\mathcal{O}$ 改 善  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ た 他  $\emptyset$  $\mathcal{O}$ 心身  $\mathcal{O}$ 指 導  $\mathcal{O}$ 又 変 は 化 診 を 療 理 若 由 لح
- 兀  $\mathcal{O}$ 本人 他  $\mathcal{O}$ 刑 を被 事事件 疑者又は : に 関 ける手 被告 人 · 続 が とし 行 て わ れ 逮 た 捕 こと。 搜索 差 押 え、 勾 留 公 訴  $\mathcal{O}$ 提 起 そ
- Ŧī. 少 年 文は 本  $\mathcal{O}$ 保 を少 そ  $\mathcal{O}$ 護 年 事 疑 法 件 に  $\mathcal{O}$ (昭 関 あ する手続 る者とし 和二十三年法 が て、 行 調査、 律第百六十 わ れ た 観 護の 八 措置 号) 第 三条第 審 判、 保 \_ 護 項 処 に 規定 分そ  $\mathcal{O}$ す 他 る 小

附則

- 1 6 条 第 五.  $\mathcal{O}$ 程 改 正 は 規 を 定 平 成二十 第 兀 別記 条第 九 様式 年 <del>--</del> 項 五. 第三十 月三十 第 九 号 号\_ 日 に か を 改 5 8 施行  $\neg$ 別記様 る する。 部 分 に 式 ただ 限 第二十九 る。 号 は、 第九 に 公 布  $\mathcal{O}$ 項 日 第 兀 第
- 玉 人 情 報保 護 条例 及 び 埼 玉 県 情 報 公 開 条 例  $\mathcal{O}$ 部 を改正する条 例 平 成

ちに」 情 例第 第六十五号。 改正する条例 報を含む旨を記載するための新条例第十四条第一項に規定す 例第二条第四項に規定する要配慮個人情報を含むもの 人情報ファ 九年埼  $\mathcal{O}$ 一条の規定によ 修正に とあるのは、 玉県条例 以下この つい 1 (平成二十九年埼玉県条例第六号) ル 7 であ る改正 第六号) の改正後の 「埼玉県個人情報保護条例及び埼玉県情報 項にお って新条例第十三条第一項第五号に規定する記録情報に新 後 11  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 7 施行 埼 第六条第三項の規定の適用に 玉県個 「新条例  $\mathcal{O}$ 際 現に 人情 \_ とい 報保護条例 公営企業管理者が . う。 の施行後遅滞なく」とする。  $\overline{\phantom{a}}$ に 第二条第 伞 つい 成 0 Ś V +公開条例の一部 て当該要配慮個 ては、同項中「直 個人情報ファ 九 六年埼玉県条例 項に規定する て 1 る同 人 1

## 管 理 規 程

## 埼玉県公営企業管理規程第三号

に に定める。 埼玉県企業局事務の委任及び決裁 に関 す うる規程  $\mathcal{O}$ 部 を改正す る規程を次  $\mathcal{O}$ 5

平成二十九年三月二十八日

埼玉県公営企業管理者 奥 野 立

埼 玉 県 企 業局 事 務  $\mathcal{O}$ 委任及 び決裁に 関する規程の 部を改正する規程

理規程第五 埼玉県企業局事務の 号)  $\mathcal{O}$ 部 を次 委任及び決裁に関する規程  $\mathcal{O}$ ように改正する。 (昭和五十二年埼玉県公営企業管

第八条中「第七項」を「第六項」に改める。

別 表第四 |総務課  $\mathcal{O}$ 部第二項局長の 専決事 項の欄 に 次の ように 加 える。

4 地域機 念する義務を免除すること。 は公共的団 職員 関の長並 (局長、 体の依頼を受けて 参事、 びに局に置く主幹及び主査を除く。 管理部長、 講 演、 水道部長、 講義、 演技等を行う場合における職務 契約局長、  $\smile$ が 副参 国若しくは公共団体又 事、 本庁  $\mathcal{O}$ 課 に専

別表第四水道企画課 0 部第三項水道 部長 の専決 事 ·項の 欄 中 6 を7とし、 5を6と

し、4を5とし、3の次に次のように加える。

4

規程第十

五条

 $\mathcal{O}$ 

規

定に

基づき、

使用

 $\mathcal{O}$ 

中

止

又

は

廃

止

を

承認すること。

」の規程は、平成二十九年四月一日から施行する。

### 管 理 規 程

# 埼玉県病院事業管理規程第一号

る 規程をここに 埼玉県 病 院 事業管理者の保有する 公布する。 個 人 情 報  $\mathcal{O}$ 保護 等 に 関 す る 規 程  $\mathcal{O}$ \_\_ 部 を 改 正 す

平成二十九年三月二十八日

埼玉県病院事業管理者 名 和 略

正 埼 す 玉 んる規 病 院 業 管 理者  $\mathcal{O}$ 保 有 する個 人 情 報  $\mathcal{O}$ 護等 に 関す る 規 程  $\mathcal{O}$ \_ 部 を 改

玉 埼 病院事業管理規 玉 一県病 事業管理者 程第 五号)  $\mathcal{O}$ 保有  $\mathcal{O}$ す \_ る 部を次 個 人情  $\mathcal{O}$ 報 ように  $\mathcal{O}$ 保護等に 改正 す 関 Ź。 す る 規 程 伞 成

第二十条から第二十三条までを一条ずつ繰り下げる。

十 九条とする。 九 条中 「第九 条」 を 「第十条」 に改  $\Diamond$ 同条を第二十条とし、 第十八 、条を第

に改 第十七 め、 条第一 同条を第十 項 第 -八条と 一号中 し、第十六条を第十 「第九条第 項 第 \_ 号 七条とす イ を る。 第 + · 条 第 項 第 \_\_\_ 号 イ

条とし、 八条第一項」を「第九条第 第十五 第十三条を第十四条とし、 条第二項中 「第十条第二項第一号」を「第十一条第二項 一項」に 改め、 第十二条を第十三条とする。 同条を第十六条とし、 第十 第 四条を第十五 号 に

条とする 第十 条中 「によ り、  $\sqsubseteq$ の 下 に 同 条第一項に規定する」を加 え、 同 条を第十二

する 第十条第二 項 中 第 八 条第 <del>---</del> 項 \_ を 第 九 条第 <del>---</del> 項 に 改 め、 同 条 を 第 +条 لح

とする。 第 口 四条第十五 \_ 中 項」に、 「第十 九 条第一 号 項第一 条 」を「第 「第十 第 \_ 項 号 七条第一項第一号」を「第十 四条第 第 1 号 中 別 \_ 項 第 記 を「第十八 様式第三十号」 九号」 に、 条第一  $\neg$ を 項 八条第一項第一号」 第百三十四条」 第一号」 別 記様式第二十 に改 め、 を 九号」 に改 同 第百三十 条を め、 第 · 四 条 +同号 条

六条第  $\Diamond$ 八条第二項 同条を第九条とす 号」 を 「第十 中 第十条第 七条第 項 第 号」 一号」 に、 第 を +第十 四条各号」 一条第一 を 項 第 第十 \_\_ 号 五条各号 に に 第 改 +

を 「第 「第二条第六項第二号」 二条第 九 項第 号 に を 改 「第二条第九  $\emptyset$ 同 条 を第 項第二号」 八 条とす る に、 第二条第 六 項

改  $\Diamond$ 条第 同 条第三号中 び 第二号中 「第二条第 「第二条第六 \_ 項第三号」 項第 を 「第三条第一 号 を 「第二条第 項 第三号 九  $\sqsubseteq$ 項 12 第 改 め、 同

を第 第五条を第六条とし、 第二条 カコ ら第四 「 条 ま で を 条ず 9 り 下

第一条の次に次の一条を加える。

(要配慮個人情報)

第二条 る。 を内容とす 例 る 第二条第 記 述等 本 項  $\mathcal{O}$ 人 規  $\mathcal{O}$ 則 病 歴 等 で 又 は 定 犯 8 罪 る  $\mathcal{O}$ 記 述等 経 歴 は 該 当 次 「するも に 掲 げ る  $\mathcal{O}$ を 事 除 項 <\_  $\mathcal{O}$ V ず لح れ す カュ

- 一次に掲げる心身の機能の障害があること。
- イ 上  $\mathcal{O}$ 身 障 体 障 害 者福 祉 法 (昭 和二十四年 法律第二百八十三号) 別 表 に げ る
- 口 知 的 障 害 者 福 祉 法 (昭 和 三十 五. 年 法 第三 +七 号) に レソ う 知 的 障
- ハ 号) 二条第二項に 精神 1 保 、う精神 健 及 規定す び 障 精 害 神 障害 る発達障害を含み、 (発達障害者支援 者 福 祉 12 関 す 法 る 法律 ロに (平成十 . 掲げ 昭 六 年 るも 和二 ·法律第 十五  $\mathcal{O}$ を除 年 百六 < 法 律 十七 第百 号) +
- 三号) 大臣 生活及び社会生活を 治 療方 が 定め 第 四条第一 法 る程 が 確 度 1 項 で L 総合 あ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{T}$ 政 V る 令で Ł な 的 に 11  $\mathcal{O}$ 支援 定めるも 疾病その する ため 他  $\mathcal{O}$ に  $\mathcal{O}$ 特殊の よる障  $\mathcal{O}$ 法 律 疾病 害 伞  $\mathcal{O}$ 程 であ 成十 度 が 0 七 て 同 年 '障害者 項 法 0) 律 :第 厚生 百二十  $\mathcal{O}$ 労 日 常
- 師等  $\mathcal{O}$ 他の 本 検 査 V 対 (同号 て医師そ に に お ょ 1 ŋ  $\mathcal{O}$ 行 7 他 わ 医 療 健 れ た疾病の 康診断 に 関 連 等 す 予 る とい 防及 職 務 う び に 早 従  $\overline{\phantom{a}}$ 期 事 発見 す  $\mathcal{O}$ 結果 る者  $\mathcal{O}$ 次 た  $\otimes$ 号  $\mathcal{O}$ に 健康診断 お 11 て「 医
- は て、 健康 剤 診 が 行 断 わ 対 等 れ  $\mathcal{O}$ たこと。 結果 T 医 師等 に基 づ に ょ き り 心 又 身 は  $\mathcal{O}$ 疾 状 病 態 負傷そ  $\mathcal{O}$ 改 善  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ た 他  $\emptyset$  $\mathcal{O}$ 心身  $\mathcal{O}$ 指 導  $\mathcal{O}$ 又 変 は 化 診 を 療 理 若 由 لح
- 兀  $\mathcal{O}$ 本人 他  $\mathcal{O}$ 刑 を被 事事件 疑者又は : に 関 ける手 被告 人 · 続 が とし 行 て わ れ 逮 た 捕 こと。 搜索 差 押 え、 勾 留 公 訴  $\mathcal{O}$ 提 起 そ
- Ŧī. 少 年 文は 本  $\mathcal{O}$ 保 を少 そ  $\mathcal{O}$ 護 年 事 疑 法 件 に  $\mathcal{O}$ (昭 関 あ する手続 る者とし 和二十三年法 が て、 行 調 律第百六十 わ れ 查、 た 観 護の 八 措置 号) 第 三条第 審 判、 保 \_ 護 項 処 に 規定 分そ  $\mathcal{O}$ す 他 る 小

附則

- 1 6 条 第 規 五.  $\mathcal{O}$ 改 正 程 は 規 を 定 平 第 成二十 兀 条第 別記 九 様式 年 <del>--</del> 項 五. 第三十 月三十 第 九 号」 号\_ 日 に か を 改 5 8 施行  $\neg$ 別記様 る する。 部 分 に 式 ただ 限 第二十九 る。 号」 は 第九 に 公 布  $\mathcal{O}$ 項 日 第 匹 第
- 2 玉 個 人 情 報保 護 条例 及 び 埼 玉 県 情 報 公 開 条 例  $\mathcal{O}$ 部 を改正する条 例 平 成

以下この 規定に る 2 を記載するた  $\mathcal{O}$ 11 項に規定する要配慮 ル (平成二十九年埼玉県条例第六号) ての 九 であって新条例 よる改正 改正後 項に 「埼玉県個人情報保護条例及び埼玉県情報公開 玉  $\emptyset$ お 県条例第六号) の新条 後 V の第六条第三項の規定の 7  $\mathcal{O}$ 埼 第十三条第一項第五号に規定する記録情報に新条例第二条第 「新条例」という。) 玉県個 例第十四条第一 個人情報を含むもの 人情 施行 報保護条例(平成十六年埼玉県条例第六十五号。 の際現に 項に の施行後遅滞なく」 適用に 規定する個人情報フ に 第二条第九 9 知事が保有 2 いて当該要配慮個人情報を含む旨 V ては、 項に規定する個人情報ファ 条例の して とする。 同項 1 ア 一部 中 る同条例第一条 1  $\neg$ を改正する条 直ちに」とあ ル 簿の修正に

## 管 理 規 程

# 埼玉県流域下水道事業管理規程第一号

る規程を次 埼玉県下 水道 のように定める 事業管理者の保有す んる個 人情 報  $\mathcal{O}$ 保 護 等 に 関 す る 規 程  $\mathcal{O}$ 部 を 改 正

平成二十九年三月二十八日

埼玉県下水道事業管理者 粟生田 邦 夫

埼 玉 水 道 業管 理者  $\mathcal{O}$ 保有 す る 個 人 情 報  $\mathcal{O}$ 保 護 等 に 関 す る規程  $\mathcal{O}$ 部

改正する規程

年 ·流域下 埼 玉県下 水道事業管理規程第 水 道事業管理者  $\mathcal{O}$ 九 保 号) 有 す  $\mathcal{O}$ る \_ 個 部 人 情 を 次 報  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ ように 保護等 改正す に 関 す る る 規 程 伞

<u>二</u> 十 九 条中 四条を第二十五条とし、 「第九 条」 を 「第十条」 第二十条から第二十三条を に改 8 同条を第二十条とし、 条ず 0 第十八条を第 繰 り 下 げ

に改 第十七 め、 条第一 同条を第十 項第 -八条と <del>--</del> 号 中 し、第十六条を第十 「第九条第 項 第 \_ 号 七条とす 1 を رِّ چ 第 + 条第 項 第 \_\_\_ 号 イ

九条とする。

条とし、 八条第一項」を「第九条第 第十五 第十三条を第十四条とし、 条第二項中 「第十条第二項第一号」を「第十一条第二項 一項」に 改め、 第十二条を第十三条とする。 同条を第十六条とし、 第十 第 四条を第十五 号 に、

条とする 第十 条中 「によ り、  $\sqsubseteq$ の 下 に 「同条第一項に規定する」を加 え、 同 条を第十二

する 第十条第二 項 中 第 八 条第 <del>---</del> 項 を 第 九 条 第 <del>---</del> 項 に 改 め、 同 条 を 第 +条 لح

とする。 第 口 四条第十五 \_ 中 項」に、 九 「 第 条第一 +号 項第一 条 」を「第 第十 第 \_ 項 号 七条第一項第一号」を「第十 四条第 第 1 号 中 別 \_ 項 第 記 を「第十八 様式第三十号」 九号」 に、 条第一  $\neg$ を 項 八条第一項第一号」 第百三十四条」 第一号」 別 記様式第二十 に改 め、 を 九号」 に改 同 第百三十 条を め、 第 ·四条 +同 号 条

六条第  $\emptyset$ 八条第二 同条を第九条とす 一号」 を 項 「第十 中 第十条第 七条第 項 第 号」 一号」 に、 第 を +第十 四条各号」 \_\_ 条第一 を 項 第 第十 \_\_ 号 五条各号 に に 第 改 +

を 「第二条第六項第二号」 第 二条第 九 項第 号 に を 改 「第二条第九  $\emptyset$ 同 条 を第 項第二号」 八 条とす る に、 第二条第六 項

改  $\Diamond$ 条第 同 条第三号中 U 第二号中 「第二条第 「第二条第六 \_\_ 項第三号」 項 第 を 「第三条第一 を 「第二条第 項 第三号 九 項 12 第 改 め、 同

を第 第五条を第六条とし、 第二条 カコ ら第四 「 条 ま で を 条ず 9 り 下

第一条の次に次の一条を加える。

(要配慮個人情報)

第二条 る。 を内容とす 例 る 第二条第 記 述等 本 項  $\mathcal{O}$ 人 規  $\mathcal{O}$ 則 病 歴 等 で 又 は 定 犯 8 罪 る  $\mathcal{O}$ 記 述等 経 歴 は 該 当 次 「するも に 掲 げ る  $\mathcal{O}$ を 事 除 項 <  $\mathcal{O}$ V ず لح れ す カュ

- 一次に掲げる心身の機能の障害があること。
- イ 上  $\mathcal{O}$ 身 障 体 障 害 者福 祉 法 (昭 和二十四年 法律第二百八十三号) 別 表 に げ る
- 口 知 的 障 害 者 福 祉 法 (昭 和 三十 五. 年 法 第三 +七 号) に レソ う 知 的 障
- ハ 号) 二条第二項に 精神 1 保 、う精神 健 及 規定す び 障 精 害 神 障害 る発達障害を含み、 (発達障害者支援 者 福 祉 12 関 す 法 る 法律 ロに (平成十 掲げ 昭 ·六年 るも 和二 十五  $\mathcal{O}$ 法律第百六 を除 年 < 法 律 十七 第百 号) +
- 三号) 大臣 生活及び社会生活を 治 療方 が 定め 第 四条第一 法 る程 が 確 度 1 項 で L 総合 あ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{T}$ 政 V る 令で Ł な 的 に 11  $\mathcal{O}$ 支援 定めるも 疾病その する ため 他  $\mathcal{O}$ に  $\mathcal{O}$ 特殊の よる  $\mathcal{O}$ 法律 障 疾病 害 伞  $\mathcal{O}$ 程 であ 成十 度 が 0 七 て 同 年 '障害者 項 法 0) 律 :第 厚生 百二十  $\mathcal{O}$ 労 日 常
- 師等  $\mathcal{O}$ 他の 本 検 査 V 対 (同号 て医師そ に に お ょ 1 ŋ  $\mathcal{O}$ 行 他 7 わ 医 療 健 れ た疾病の 康診断 に 関 連 等 す 予 る とい 防及 職 務 う び に 早 従  $\overline{\phantom{a}}$ 期 事 発見 す  $\mathcal{O}$ 結果 る者 0 次 た  $\otimes$ 号  $\mathcal{O}$ に 健康診断 お 11 て「 医
- は て、 健康 剤 診 が 行 断 わ 対 等 れ  $\mathcal{O}$ たこと。 結果 T 医 師等 に基 づ に ょ き り 心 又 身 は  $\mathcal{O}$ 疾 状 病 態 負傷そ  $\mathcal{O}$ 改 善  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ た 他  $\emptyset$  $\mathcal{O}$ 心身  $\mathcal{O}$ 指 導  $\mathcal{O}$ 又 変 は 化 診 を 療 理 若 由 لح
- 兀  $\mathcal{O}$ 本人 他  $\mathcal{O}$ 刑 を被 事事件 疑者又は : に 関 ける手 被告 人 · 続 が とし 行 て わ れ 逮 た 捕 こと。 搜索 差 押 え、 勾 留 公 訴  $\mathcal{O}$ 提 起 そ
- Ŧī. 少 年 文は 本  $\mathcal{O}$ 保 を少 そ  $\mathcal{O}$ 護 年 事 疑 法 件 に  $\mathcal{O}$ (昭 関 あ する手続 る者とし 和二十三年法 が て、 行 調査、 律第百六十 わ れ た 観 護の 八 措置 号) 第 三条第 審 判、 保 \_ 護 項 処 に 規定 分そ  $\mathcal{O}$ す 他 る 小

附則

- 1 6 条 第 五.  $\mathcal{O}$ 程 改 正 は 規 を 定 平 成二十 第 兀 別記 条第 九 様式 年 <del>--</del> 項 五. 第三十 月三十 第 九 号 号\_ 日 に か を 改 5 8 施行  $\neg$ 別記様 る する。 部 分 に 式 ただ 限 第二十九 る。 号 は、 第九 に 公 布  $\mathcal{O}$ 項 日 第 兀 第
- 玉 人 情 報保 護 条例 及 び 埼 玉 県 情 報 公 開 条 例  $\mathcal{O}$ 部 を改正する条 例 平 成

 $\frac{-}{+}$ 例 同 配 情 規 玉県条例第六十五号。 とする。 項中 慮個 報に  $\mathcal{O}$ フ 定する個 る 同 九 ア 一部を改正する条例 年埼 1 、人情報を含む旨を記載するための新条例第十四条第一項に規定する 新条例第二条第四項に規定する要配 条例第一条の規定による改正後 直 ル ちに」 玉 簿の修正に 人情報ファイ 県条例第六号) とあ 以下この つい る のは、 ル (平成二十九年埼玉県条例第六号) であ ての  $\mathcal{O}$ 項に 施 改正後の第六条第三項の規定の って新条例 「埼玉県個 お  $\mathcal{O}$ 際 11  $\mathcal{O}$ が現に 埼玉 7 埼 玉県個 慮個 人情報保護条例及び埼玉県情報 第十三条第一項第五号に規定する 「新条例」 人情報を含むもの 県下 人情 という。 水道事業管 保護条例 の施行後遅滞なく」 適用に  $\smile$ 理者が に 第二条第 (平成十 ついて 2 保 11 - 六年埼 公開 ては、 個 当 九 有 人情 該 記 項に 条 要 録 7

# 埼玉県告示第三百四十六号

をしなければならない 定有害物質によって汚染されており、 指定する。 土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 区域(以下 「形質変更時要届出区域」 土地の形質 第十一条第一 の変更をしようとするときの届出 とい 項の規定により、 . う。  $\overline{\phantom{a}}$ を次のとお

平成二十九年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 形質変更時要届出区域

別図のとおり(埼玉県新座市新塚五千六十一番二の一部)

土壤汚染対策法施行 規則 平 成十四年環境省 令第二十九号) 第三十 一条第一 項

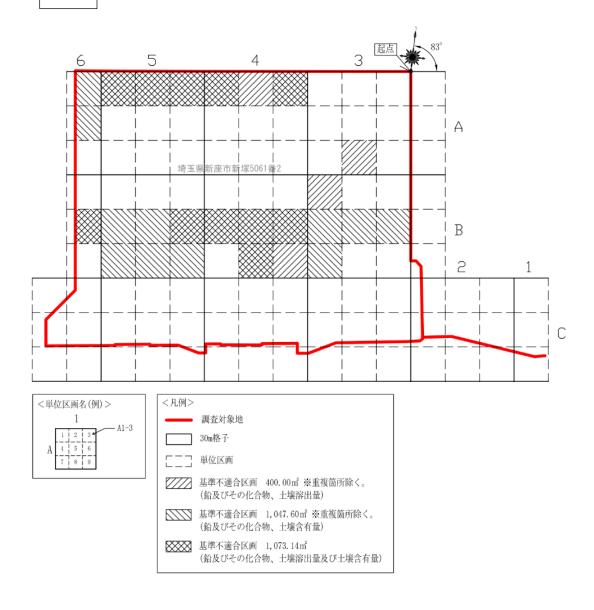
、基準に適合していない特定有害物質の種類

 $\mathcal{O}$ 

鉛及びその化合物

質 の種類 土壤汚染対策法施行 規則第三十一条第二項の基準に 適合して 11 ない 特定有害物

鉛及びその化合物



#### 【起点】

起点は埼玉県新座市新塚5061番2の最北端から南へ302.3m、東へ89.05mの位置とした。

#### 【格子の回転角度(83°)】

起点を支点として、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線を右に83°回転させて得られる線により、調査対象地を区画した。

# 埼玉県告示第三百四十七号

り指定する。 をしなければならない区域(以下 定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出 土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特 「形質変更時要届出区域」という。  $\overline{\phantom{a}}$ を次のとお

平成二十九年三月二十 八 日

埼玉県知 上 田 清 司

形質変更時要届出区域

別図のとおり(埼玉県新座市大和田三丁目七百七十三番一の 部

基準に 土壤汚染対策法施行規則 適合してい ない特定有害物質の 伞 成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項 種類

鉛及びその化合物

 $\mathcal{O}$ 



起点は埼玉県大和田三丁目773番1の最北端から敷地境界 に沿って12.12mの地点とする。

格子の回転角度:58度12分00秒

形質変更時要届出区域に指定する区域

敷地境界(地番境界)

# 埼玉県告示第三百四十八号

解除する。 成二十八年埼玉県告示第千三百二十号により指定した区域の指定を次 土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平 のとおり全部

平成二十九年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域

別図の とおり (埼玉県鴻巣市 八幡田字入会三百七十五番一の

部)

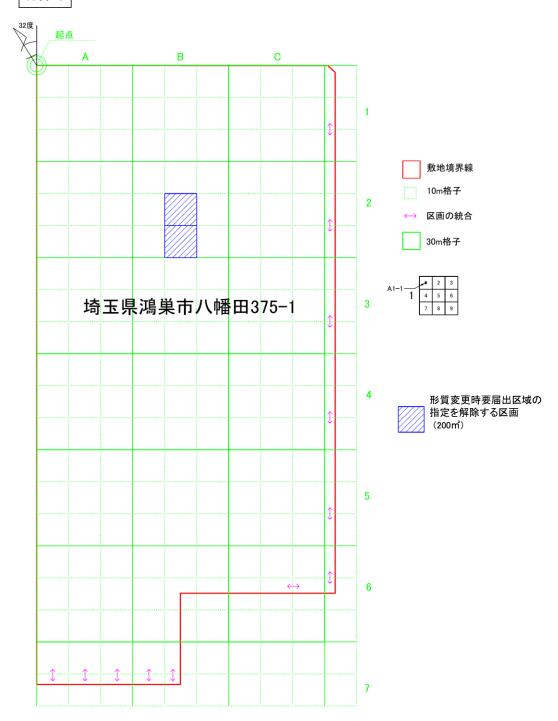
の基準に適合してい 土壤汚染対策法施行規則 な かった特定有害物質の種類 伞 成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項

シマジン

三 講じられた汚染の除去等の措置

基準不適合土壌の掘削による除去

#### 別図



# 埼玉県告示第三百四十九号

1 法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課にお で、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同草加市から草加都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたの て縦覧に供する。

平成二十九年三月二十八日

## 埼玉県告示第三百五十号

出 り 縦覧に供する。  $\mathcal{O}$ 大規模小売店舗立地法 概要等につい て、 同条第三項 (平成十年法律第九  $\mathcal{O}$ 規定に ょ +り 公告し、 一号)第五条第一 及 び当該 届 項 出 の規定に [等を次 いのとお . よる届

平成二十九年三月二十八日

埼玉県知事 上

田

清

司

届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) マミーマート八潮伊草店

埼玉県八潮市大字伊草字上根五百六十五番一

口 大規模小 売店舗  $\mathcal{O}$ 設置者 及 び 当該 大規 模 小 売店 舗 お V 小 売業を行う者  $\mathcal{O}$ 

氏 名又は名称及び 住 所並びに 法 人にあ 0 ては代表者  $\mathcal{O}$ 氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社マミーマート 代表取締役 岩崎裕文

埼玉県東松山市本町二丁目二番四十七号

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社マミーマート 代表取締役 岩崎裕文

埼玉県東松山市本町二丁目二番四十七号

未定

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十九年十一月十六日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二千九百四十三平方メートル

ホ

大規模小

売店舗

の施設

 $\mathcal{O}$ 

配

置

に

関

す

,る事項

駐車場

 $\mathcal{O}$ 

位置及び

収容台

数

位置 図面省略 収容台数 一三九台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 九二台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 一〇四平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 二六立方メートル

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規 小 売店 お 11 7 小 売業を行う者 0 開店 時 刻 及 び 閉 店 時 刻

午前六時三十分から翌午前零時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前六時十五分から翌午前零時十五分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 三か所 位置 図面省略

荷さばき施設にお いて荷さば きを行うことが できる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

平成二十九年三月十五日

二縦覧期間

平成二十九年三月二十八 日 カゝ ら平成二十九年七月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模 小売店 舗立 地 法 第 八 条 第二項  $\mathcal{O}$ 規定 12 ょ り 当該 大規模小 売店舗  $\mathcal{O}$ 周 辺

地域  $\mathcal{O}$ 生活 :環境の 保 持  $\mathcal{O}$ た 8 配慮す ベ き事 項 に 0 7) て意見を有す ん者は 県

 $\mathcal{O}$ 

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十-九年三月二十 八 日 カュ ら平成二十九年七月二十八 日ま で

口 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 埼玉県告示第三百五十一号

公告 出  $\mathcal{O}$ 大規模小売店舗立地法 概要等に 及び当該届出等を次の 0 11 て、 同条第三項に (平成十 とお 年 法 り縦覧 お 律第 11 て準 に 九 供する。 用する同 +\_ 号) 法 第六条第一 第 五条第三項 項  $\mathcal{O}$ 規定に  $\mathcal{O}$ 規定に . よる届 ょ り

平成二十九年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友上福岡店

埼玉県ふじみ野市上福岡一―八―八

### ロ変更の概要

大規 模 小売店: 舗 に お V て 小 売業を行う者の氏名又は名称及び 住所並び に 人

にあっては代表者の氏名

(変更前) 合同会社西友 職務執行者 上垣内猛

東京都北区赤羽二丁目一番一号 外 計八者

(変更後)合同会社西友 職務執行者 上垣内猛

東京都北区赤羽二丁目一番一号 外 計五者

## ハ 変更年月日

平成二十八年九月二十七日

## ニ 届出年月日

平成二十九年三月十五日

### 二 縦覧期間

平成二十 九 年三月二十 八 日 か 5 平成二十九年七 月二十 八 日 ま で

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規 模小売店 舗 <u>\f</u> 地法第 八 条第二項の 規定に ょ り、 当該 大規模小売店舗  $\mathcal{O}$ 周 辺

 $\mathcal{O}$ 地域  $\mathcal{O}$ 生活 :環境の 保持  $\mathcal{O}$ た 8 配慮すべ き事 · 項 に 0 *\*\ て意見を有する者は 県

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

## イ 意見書提出期間

成 九年三月二十 八 日 か ら平成二十 九 年 七 月二十二 八 日まで

## 口 意見書提出先

## 埼玉県告示第三百五十二号

公告 出  $\mathcal{O}$ 大規模小売店舗立地法 概要等につ 及び当該届出等を次の V て、 同条第三項に (平成十年法 とお り縦覧 お 律第 1 · て 準 に 九 供する。 用する同 +\_\_ 号) 法 第六条第一 第 五条第三項 項  $\mathcal{O}$ 規定に  $\mathcal{O}$ 規定 . よる届 に ょ り

平成二十九年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友鳩ヶ谷店

埼玉県川口市坂下町二—五—十四

## ロ変更の概要

大規 模 小売店: 舗 に お 11 7 小 売業を行う者の氏名又は名称及び 住所並 び に法 人

にあっては代表者の氏名

(変更前) 合同会社西友 職務執行者 上垣内猛

東京都北区赤羽二丁目一番一号

株式会社キャンドゥ 代表取締役 城戸博司

東京都板橋区板橋三丁目九番七号

変更後)合同会社西友 職務執行者 上垣内猛

東京都北区赤羽二丁目一番一号

株式会社セリア 代表取締役 河合映治

岐阜県大垣市外渕二丁目三十八番地

### ハ 変更年月日

平成二十八年十一月二日

ニ 届出年月日

平成二十九年三月十五日

### 二 縦覧期間

平成二十 九 年三月二十 八 日 か 5 平成二十 -九年七 八 日 まで

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

## 四 意見書の提出

模 売 店 舗立 地 法第 八 条第二項  $\mathcal{O}$ 規 定 12 ょ り、 該 大規模 小 売店 舗  $\mathcal{O}$ 周 辺

 $\mathcal{O}$ 地 域  $\mathcal{O}$ 生活環境  $\mathcal{O}$ 保 持  $\mathcal{O}$ た 8 配慮す ~ き事 項 に 0 V て意見を有す んる者は

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

意見書提出先平成二十九年三月二十八日から平成二十九年七月二十八日まで

口

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 埼玉県告示第三百五十三号

公告 出  $\mathcal{O}$ 大規模小売店舗立地法 概要等に 及び当該届出等を次の 2 11 て、 同条第三項に (平成十 と 年 法 お ŋ お 縦覧 律第 1 て準 に 九 供 用する同 +す \_ る。 号) 法 第六条第一 第 五条第三項 項  $\mathcal{O}$ 規定に  $\mathcal{O}$ 規定 . よる届 に ょ り

平成二十九年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友新所沢店

埼玉県所沢市緑町一丁目二十一番二十六号

## ロ変更の概要

大規 模 小 売店 舗 に お 11 て 小 ・売業を 行う者  $\mathcal{O}$ 氏 名又は名称及び住所並 び に 法 人

にあっては代表者の氏名

(変更前) 合同 会社西 友 職 務 執 行 者 ス テ 1 ブ イ ズ デ イ 力 ス

東京都北区赤羽二丁目一番一号

(変更後) 合同会社西友 職務執行者 上垣内猛

東京都北区赤羽二丁目一番一号

株式会社セリア 代表取締役 河合映治

岐阜県大垣市外渕二丁目三十八番地

### ハ 変更年月日

平成二十七年七月二十三日外

### 二 届出年月日

平成二十九年三月十五日

### 二 縦覧期間

成二十 九 年三月二十 八 日 か 5 平成二十 九 年 七 月二十 八 日 ま で

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規 模 売店 舗 立 地 法 第 八 条 第二項  $\mathcal{O}$ 規 定 12 ょ り 該 大規模 小 売店  $\mathcal{O}$ 周 辺

 $\mathcal{O}$ 地域  $\mathcal{O}$ 活 環 境  $\mathcal{O}$ 保 持  $\mathcal{O}$ た  $\Diamond$ 配 慮す ベ き事 項 に 0 V て意見を有す る者 は 県

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

## イ 意見書提出期間

口

# 埼玉県告示第三百五十四号

公告 出  $\mathcal{O}$ 大規模小売店舗立地法 概要等に 及び当該届出等を次の 2 11 て、 同条第三項に ( 平 成 と +年 法 お ŋ お 縦覧 律第 1 て準 に 九 供 用する同 +す <del>--</del> る。 号) 法 第六条第一 第 五条第三項 項  $\mathcal{O}$ 規定に  $\mathcal{O}$ 規定 に ょ ょ る届 り

平成二十九年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友所沢駅前店

埼玉県所沢市日吉町一—十三番地

### ロ変更の概要

大規 模 小 売店 舖 に お V て 小 売業を行う者の 氏 名又は名称及び 住所並 び に 法 人

にあっては代表者の氏名

(変更前) 合同 会社西 友 職 務 執 行 者 ス テ 1 ブ  $\sim$ イ ズ デ イ 力 ス

東京都北区赤羽二丁目一番一号

(変更後)合同会社西友 職務執行者 上垣内猛

東京都北区赤羽二丁目一番一号

株式会社セリア 代表取締役 河合映治

岐阜県大垣市外渕二丁目三十八番地

### ハ 変更年月日

平成二十七年五月十二日外

### 二 届出年月日

平成二十九年三月十五日

### 二 縦覧期間

成二十 九 年三月二十 八 日 か 5 平成二十 九 年 七 月二十 八 日 ま で

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規 模 売 店 舗 <u>\( \frac{1}{2} \)</u> 地 法 第 八 条 第二 項  $\mathcal{O}$ 規 定 12 ょ り 該 大 規模 小 売店  $\mathcal{O}$ 周 辺

 $\mathcal{O}$ 地 域  $\mathcal{O}$ 活 環 境  $\mathcal{O}$ 保 持  $\mathcal{O}$ た  $\Diamond$ 配 慮す ベ き 事 項 に 0 V て意見を有す る者 は 県

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

## イ 意見書提出期間

口

## 埼玉県告示第三百五十五号

公告 出  $\mathcal{O}$ 大規模小売店舗立地法 概要等に 及び当該届出等を次の 2 11 て、 同条第三項に (平成十 と 年 法 お ŋ お 縦覧 律第 1 て準 に 九 供 用する同 +す \_ る。 号) 法 第六条第一 第 五条第三項 項  $\mathcal{O}$ 規定に  $\mathcal{O}$ 規定 . よる届 に ょ り

平成二十九年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友新座店

埼玉県新座市野火止八丁目十六番十三号

## ロ変更の概要

大規 模 小 売店 舗 に お 11 て 小 売業を 行う者  $\mathcal{O}$ 氏 名又は名称及び 住所並 び に 法 人

にあっては代表者の氏名

(変更前) 合同 会社西 友 職 務 執 行 者 ス テ 1 ブ イ ズ デ イ 力 ス

東京都北区赤羽二丁目一番一号

(変更後) 合同会社西友 職務執行者 上垣内猛

東京都北区赤羽二丁目一番一号

株式会社セリア 代表取締役 河合映治

岐阜県大垣市外渕二丁目三十八番地

### ハ 変更年月日

平成二十七年七月二十三日外

### 二 届出年月日

平成二十九年三月十五日

### 二 縦覧期間

成二十 九 年三月二十 八 日 か 5 平成二十 九 年 七 月二十 八 日 ま で

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規 模 売 店 舗 <u>\( \frac{1}{2} \)</u> 地 法 第 八 条 第二項  $\mathcal{O}$ 規 定 12 ょ り 該 大規模 小 売店  $\mathcal{O}$ 周 辺

 $\mathcal{O}$ 地域  $\mathcal{O}$ 活 環 境  $\mathcal{O}$ 保 持  $\mathcal{O}$ た  $\Diamond$ 配 慮す ベ き事 項 に 0 V て意見を有す る者 は 県

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

## イ 意見書提出期間

口

# 埼玉県告示第三百五十六号

公告し、 お 持管理事業)計画及び定款の変更認可申請を平成二十九年三月二十二日適当と決定 る同法第八条第一項の規定により、矢来用水堰土地改良区 したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定に り縦覧に供する。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第四十八条第九項において準用す 及び当該決定に係る変更後の土地改良事業計画書及び定款の写しを次のと からの土地改良事業 ょ 維 り

平成二十九年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一縦覧期間

平成二十九年三月二十九日から

平成二十九年四月二十六日まで

一縦覧場所

東松山市役所

川島町役場

# 埼玉県告示第三百五十七号

び当該決定に係る変更後の土地改良事業計画書の写しを次 同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定によ 管理事業)計画の変更認可申請を平成二十九年三月二十二 る同法第八条第一項の規定により、中里用水土地改良区 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第四十八条第九項において からの土地改良事業 のとおり縦覧に供する。 日適当と決定した り公告し、及 準用す ので、 八(維持

平成二十九年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一縦覧期間

平成二十九年三月二十九日から

平成二十九年四月二十六日まで

### 縦覧場所

坂戸市役所

# 埼玉県告示第三百五十八号

八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。 とおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法 測量計画機関である独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部から次の (昭和二十四年法律第百

平成二十九年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

測量計 画機関

独立行政法人都市再生機構首都圏ニュ タウン本部

公共測量

作業種類

作業地域 (三級基準点測量)

 $\equiv$ 

兀 作業期間

さいたま市西区清河寺

平成二十九年三月十日から平成二十九年三月三十一日まで

# 埼玉県告示第三百五十九号

より公示する。 四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定に 日終了した旨測量計画機関である寄居町から通知を受けたので、測量法(昭和二十平成二十八年埼玉県告示第千三百号で公示した公共測量は、平成二十九年三月十

平成二十九年三月二十八日

## 埼玉県告示第三百六十号

ら通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条におい日終了した旨測量計画機関である国土交通省関東地方整備局二瀬ダム管理事務所か平成二十九年埼玉県告示第十二号で公示した公共測量は、平成二十九年三月十一 て準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年三月二十八日

# 埼玉県告示第三百六十一号

二月十七日終了した旨測量計画機関である東松山県土整備事務所から通知を受けた平成二十八年埼玉県告示第千三百二十九号で公示した公共測量は、平成二十九年 第十四条第三項の規定により公示する。 ので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法

平成二十九年三月二十八日

# 埼玉県告示第三百六十二号

けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する一月二十二日終了した旨測量計画機関である東松山農林振興センターから通知を受平成二十八年埼玉県告示第九百六十五号で公示した公共測量は、平成二十八年十 同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年三月二十八日

# 埼玉県告示第三百六十三号

第十四条第三項の規定により公示する。 ので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法 十二月二十日終了した旨測量計画機関である行田県土整備事務所から通知を受けた平成二十八年埼玉県告示第千三百四十七号で公示した公共測量は、平成二十八年

平成二十九年三月二十八日

# 埼玉県告示第三百六十四号

二月二十四日終了した旨測量計画機関である行田県土整備事務所から通知を受けた平成二十八年埼玉県告示第千四百八十九号で公示した公共測量は、平成二十九年 第十四条第三項の規定により公示する。 ので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法

平成二十九年三月二十八日

# 埼玉県告示第三百六十五号

項の規定により公示する。(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三月十四日終了した旨測量計画機関であるさいたま市から通知を受けたので、測量法平成二十九年埼玉県告示第二百二十四号で公示した公共測量は、平成二十九年三

平成二十九年三月二十八日

# 埼玉県告示第三百六十六号

三月十七日終了した旨測量計画機関である越谷市から通知を受けたので、測量法(昭平成二十八年埼玉県告示第千三百二十八号で公示した公共測量は、平成二十九年 規定により公示する。 和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の

平成二十九年三月二十八日

# 埼玉県告示第三百六十七号

九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。 川事務所から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十 月二十二日終了した旨測量計画機関である国土交通省関東地方整備局利根川上流河 平成二十八年埼玉県告示第千百七十号で公示した公共測量は、平成二十八年十二

平成二十九年三月二十八日

# 埼玉県告示第三百六十八号

三月十日終了した旨測量計画機関である東松山市から通知を受けたので、測量法(昭平成二十八年埼玉県告示第千四百六十八号で公示した公共測量は、平成二十九年 規定により公示する。 和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の

平成二十九年三月二十八日

# 埼玉県告示第三百六十九号

事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、 次のとおり告示する。 都市計画

平成二十九年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一施行者の名称

都市計画事業の種類及び名称さいたま市

さいたま都市計画道路事業七・四・一三号 桜木1号線

三 事業施行期間

平成二十九年三月二十八日から平成三十四年三月三十一日まで

四 事業地

イ 収用の部分

埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目地内

ロ 使用の部分

なし

## 埼玉県告示第三百七十号

事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、 次のとおり告示する。 都市計画

平成二十九年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一施行者の名称

さいたま市

一都市計画事業の種類及び名称

さいたま都市計画道路事業七・五・一四号 桜木2号線

三 事業施行期間

平成二十九年三月二十八日から平成三十四年三月三十一日まで

四 事業地

イ 収用の部分

埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目地内

ロ 使用の部分

なし

# 埼玉県告示第三百七十一号

土 地区画 土地区画整理法(昭和二十九 整理事業の事業計画の 変更を認可 年法律第百十九号)第三十九条第一 L たので、 同条第四 項 0 項 規定により公告  $\mathcal{O}$ 規定に ょ り

平成二十九年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一組合の名称

嵐山町平沢土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成六年四 月二十二 日 か 5 平成三十六年三月三十 \_ 日まで

三 施行地区

埼玉県比企 郡嵐 Щ 町 大字平沢 字延 明 橋  $\mathcal{O}$ 全 部 及び 字 上 原、 字中 谷、

下山、字京枝、字表の各一部

埼玉県比企郡嵐山町大字菅谷字上の一部

埼 玉 県比 企 郡嵐 Щ 町 大字志賀字吹上、 字 ,蜻蛉橋、 字金平の 各

埼玉県比企郡嵐山町大字千手堂字川枝の一部

四 事務所の所在地

埼玉県比企郡嵐山町大字杉山千三十番地一

五 設立認可の年月日

平成六年四月二十二日

六 変更認可の年月日

平成二十九年三月二十八日

# 埼玉県告示第三百七十二号

る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第第二十条第一項の規定により羽生市から羽生都市計画土地区画整理事業の変更に係 て縦覧に供する。 二十条第二項の規定により当該図書の写しを埼玉県都市整備部市街地整備課におい 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法

平成二十九年三月二十八日

## 埼玉県告示第三百七十三号

都市公園の区域を次のとおり変更する。

平成二十九年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称

埼玉スタジアム2002公園

二位置

埼玉県さいたま市緑区美園二丁目一番一

三 変更に係る区域

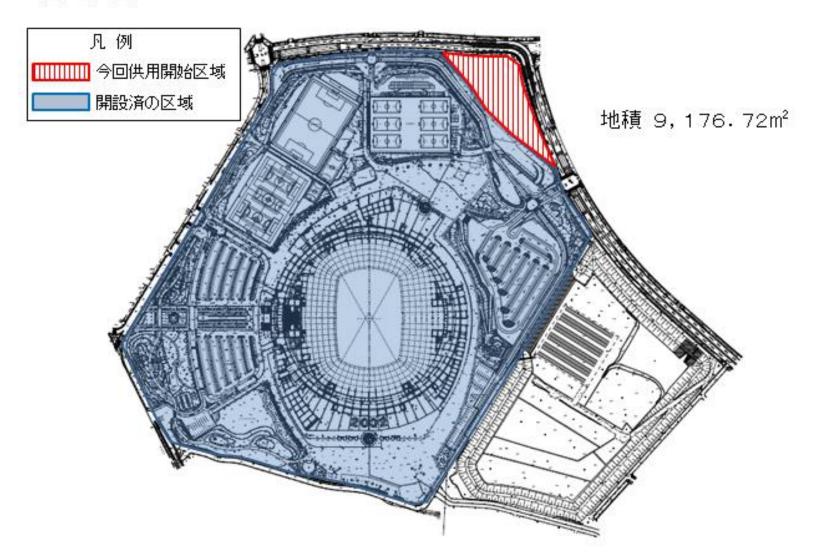
別図のとおり

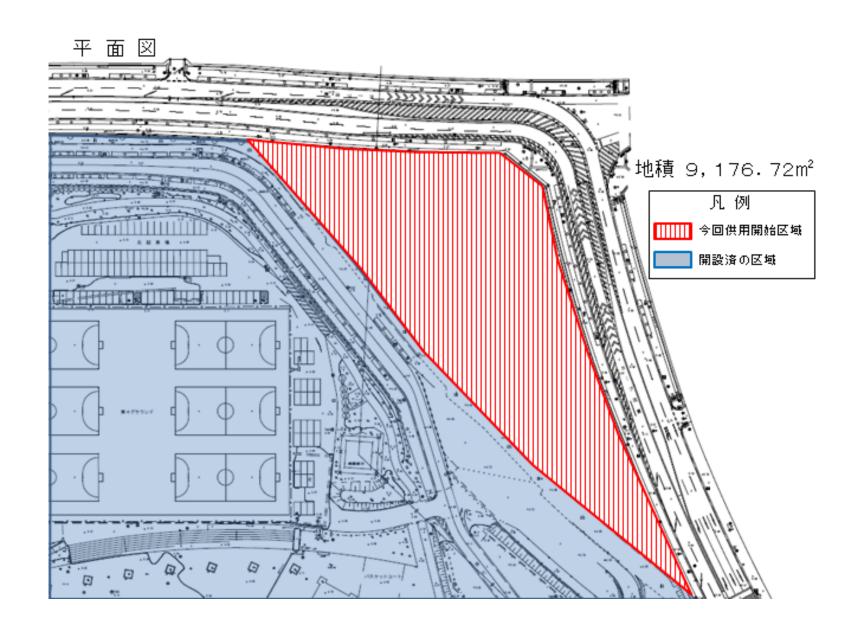
変更に係る区域の供用開始の期日

兀

平成二十九年四月一日

#### 位置図





## 埼玉県告示第三百七十四号

基 成二十四年 £ 準  $\mathcal{O}$ 額 埼 に適合  $\mathcal{O}$ 玉県手数 次 1 のように定める。 法 及 L 料条例 律 U 7 第 同項 いることを示 八 十四号。 第百七号金 (平成十二年 す 以 書 額 下 類 埼  $\mathcal{O}$ 法 玉県 又は 欄 1 لح  $\mathcal{O}$ 条 れ V 都 例 う。 第 に 市 九 類する書類と  $\mathcal{O}$ 低炭素  $\overline{\phantom{a}}$ 号) 第 五 別 +化 表 兀 都  $\mathcal{O}$ L 促 市 条 第 進 整 て 知 \_ に 関 事 項 部 が 各 す  $\mathcal{O}$ 别 号 る 項第 に に 法 定 掲 百 律  $\emptyset$ 五. げ 伞 る 号

平成二十九年三月二十八日

### 埼玉県知事 上 田 清 司

る。 これ  $\mathcal{O}$ 埼 に 玉 イ 類 県  $\mathcal{O}$ す 手 法 る 第 数 書 料 五. 類 +条 لح 兀 例 条 別 て 第 表 知 \_\_ 都 事 項 市 各 が 整 号 別 に に 部 定め 掲  $\mathcal{O}$ 項第百 げ る る ŧ 基  $\mathcal{O}$ 準 五. は 号 に 適合 金 次 額 に  $\mathcal{O}$ 掲 て げ 11 イ ること 及 る V び ず 同 を れ 項 カゝ 示 第  $\mathcal{O}$ す 百 書 七 書 類とす 類 号 又 金 は 額

- 適 合 項 住 宅 L 0 登 て  $\mathcal{O}$ 録 品 11 るこ 住 質 宅 確 とを示 性 保 能  $\mathcal{O}$ 評 促 価機 す 進 等 書 関 類 に が 関 作 す 成 る 法 した法第五 律 平 成 ++兀 [条第一 年 法 律 項各 第 八 号 + に掲げ 号) る 第 基 五 条第 準 に
- 号) 建築物 四条第 第十 Ŧī.  $\mathcal{O}$ 項 各 条第 エ ネ 号 ル 項 ギ に 掲  $\mathcal{O}$ げ 消 登録建築物 る 費 基準に 性 能  $\mathcal{O}$ 適 工 向 合 ネ 上 ル に L て ギ 関 V す -消費性 ることを示 る 法 律 能 判 平成二十 す書類 定機関 が 七 作 年 成 法 L 律 た 第 法 五. 第五
- 住宅 を示 住 宅 す 性  $\mathcal{O}$ 能 品 ŧ 級 表 質  $\mathcal{O}$ 示 確  $\mathcal{O}$ 基 限 等 保 準 級 る  $\mathcal{O}$ 促 4 平 進等 及 び 成  $\mathcal{O}$ 写 十三 に 関 次 年 す 工 ネ 玉 る 1土交通 法 ル ギ 律 第 省 六 消 条第 費量等級 告 示第千 項 三  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 等級 百 設 四十 計 住 5 - 六 号) 宅 に 適 性 合 能 別 表 価 て 1 る  $\mathcal{O}$ 断 日

## 埼玉県告示第三百七十五号

める。 金 額の欄口及び同項第百七号金額 埼玉県手数料条例 (平成十二年埼玉県条例第九号)  $\mathcal{O}$ 欄 口  $\mathcal{O}$ 知 事 が 別に定める場合を、 別表都市整 備部 次  $\mathcal{O}$ 項第百五号 のように定

平成二十九年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

することを確認する場合とする。 などを仮定した  $\mathcal{O}$ 建  $\mathcal{O}$ 埼玉県手数 仕様を適用 口  $\mathcal{O}$ 知事 が 次 が 料 条例 工 モデル建築物に対 別に定める場合は、 ネル 当該 別 ギ 表 モデル 都市整備部 消費量の基準及び 建 築物に L て、 建築物の用途ごとに建築物の形状や室用途構成 の項第百五号金額の 申 つい 請に係る建築物に導入 外皮性能の基準と同等以上の性能を有 て計算する方法 欄 口及び同項第百七号金 によ り、 される外皮及び設 当該申請に係 額

## 埼玉県告示第三百七十六号

うに定める。 金 額 埼玉県手数料条例 の欄イの 知事が別に定める算定方法によ (平成十二年埼玉県条例第九号) って算定し 別 た床面 表都市整 積 備部 の合計を、  $\mathcal{O}$ 項第百九号 次  $\mathcal{O}$ ょ

平成二十九年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

ら次に掲げる建築物の する法律施行令 定方法によっ 埼玉県手数 《料条例別 て算定した床面積 (平成二十 表都市 部 分の 八 床面 年政令第八号) 整備部の項第百九号金額の  $\mathcal{O}$ 合計は、 積の 合計を減じたものとする。 建築物 第四条各項に規定する床面積の  $\mathcal{O}$ 工 ネ 欄 ル ギ 1  $\mathcal{O}$ 消 知 費性能 事 が 別  $\mathcal{O}$ に定める算 向 合計か 上に関

- 一 工場における生産エリア
- 二 倉庫における冷凍室、冷蔵室及び定温室
- 三 データセンターにおける電子計算機室

大学、 研究所等におけるクリー ンル 1 ム等の 特殊な 目 的 0 ため に設置される室

## 埼玉県告示第三百七十七号

が す 뭉 額 に定め る法律 に掲 玉県手数料条例  $\mathcal{O}$ げ 1 るも る基 及 び (平成二十 準  $\mathcal{O}$ 同項第百十二号金 を、 に 適 (平成十二年 次 合 七 年法律  $\mathcal{O}$ L ように て V : 第 五 ることを示 に定める。 額 埼 十三号。 玉  $\mathcal{O}$ 一県条 欄 1 す  $\mathcal{O}$ 例 書類 建築 以 第 下 九 号) 又は 物 法」  $\mathcal{O}$ 工 別 ネ 表 n لح 都 に V ル う。 類す ギ 市 整 る  $\overline{\phantom{a}}$ 消 備 第三十条 費性 書類とし 部  $\mathcal{O}$ 項第 能  $\mathcal{O}$ 第 て 向 百 上 知 項 12 묽

平成二十九年三月二十八日

### 埼玉県知事 上 田 清 司

れ  $\mathcal{O}$ 埼 条第 法第十 玉県手 に 類 1 す  $\mathcal{O}$ \_\_ Ŧī. 数 項各号に る 法 書類 第三十 条 料 第 条 لح 例 条第 項 掲 別 げ て 表  $\mathcal{O}$ 登録 知事 る基準に 都 項 市 各 建 が 整 築物 定 号 8 適 に 部 エネル るも 合 掲  $\mathcal{O}$ して げ 項第  $\mathcal{O}$ る ギ は 基 11 百 ることを示 準 + 次 号 消 に 費 に 適 金 性 掲 合 額 能 げ  $\mathcal{O}$ す 判 る 7 書 定 V 11 1 機 ず 類 るこ 及 関 ħ び と 同 が カン を示 作  $\mathcal{O}$ 項 成 書 第 した法 百十二 類 す とす 書 類 号 第三 又 金 は

- 項の 住宅 て 登 1  $\mathcal{O}$ 録 品 ること 質確保 住宅 を示 性 能  $\mathcal{O}$ す 促 評 価機 進等 書 関 に 関 が 作 す 成 る した 法 律 法 第三十条第一 平 成 +\_ 年 法 項各号に 律 第 八 + 掲 号) げる 基準 第五 条 第 滴
- 本住宅 に 住宅 存 等 す 性 る  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 建 能 品 級 築 級 質 表示基準  $\mathcal{O}$ 確 物 又  $\mathcal{O}$ 等 保 住 級 は  $\mathcal{O}$ 促進等 等 宅 4 (平成十三年国土交通 級 部 及 分に び 5 \_ 12 に あ 次 関 適 0 エ す ネ 合 7 る は 法 ル ギ 律 7 第 同 VI 基 消 省告示第千三 六条 ることを示 **登費量等** 準 別 第 表 級 2 項 す  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ ŧ 等 百 設 1 四十 級  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 計 に 5 住 - 六号) 宅 限 次 (法 性能 る エネ  $\mathcal{O}$ 施行 別 評 ル 表 ギ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 1 消  $\mathcal{O}$ 断 現 日

## 埼玉県告示第三百七十八号

8 を示 五十三号。 額 玉県 す  $\mathcal{O}$ 書 欄 手数料条例 類 イ 又  $\mathcal{O}$ はこ 建築物 以 下 れ 法」 (平成 12  $\mathcal{O}$ エネ 類する書類と とい 十二年埼 ル う。 ギ  $\overline{\phantom{a}}$ 玉 消 第二条 費性 県条 7 知 能 例 第三号 事 第  $\mathcal{O}$ が 向 九 上に 号) 別 に に 掲 関 別 定 8 す げ 表 都 る る る 基準 法 市 Ł  $\mathcal{O}$ 律 整 を、 に 備 平 適 部 次 合 成  $\mathcal{O}$ 二十 項  $\mathcal{O}$ ょ て 百 う 七 11 る 年 定 兀

平成二十九年三月二十八日

### 埼玉県知事 上 田 清 司

定め げ 埼 る基 玉 県 準 手  $\mathcal{O}$ は 数 料 次 合 条 に 例 掲 T 別 げ 表 11 る る 都 市 11 ず 整 れ を カコ 示 部  $\mathcal{O}$ す  $\mathcal{O}$ 書類と 書類 項第百 又 す は + る 四号 れ に 金 額 類 す  $\mathcal{O}$ 欄 る 書 イ 類  $\mathcal{O}$ と 法第二条第三 L て 知 事 が 号 别

- (第三号 法第十 五. 掲げ 条第 Ś 基 項 淮  $\mathcal{O}$ -に適合 登録 建 築物 L て V 工 ネル ることを示す ギ 消 費 書類 性 能 判 定 機 関 が 作 成 た 法
- 11 項の 住宅 ることを示 登  $\mathcal{O}$ 録 品 住 質確保 す書類 宅 性能  $\mathcal{O}$ 促 評 進等 価 機 関 に 関 が 作 す 成 る した 法 律 法 伞 第二条第三号に掲げ 成 十 \_ 年 法 律 第 八 る + 基 準に 適合 第 五. 条 第 7
- 第二百 查済 法第十二条第六 証 一号  $\mathcal{O}$ 写 第 七 条第五 項  $\mathcal{O}$ 適合 項、 判 第七 定通 条 知 の二第五 書  $\mathcal{O}$ 写 し 項又 及 び は 建築基準 第十 ·八条第· 法 (昭 +和 八 二十五 項 に 規定す 年 法
- 兀 七条 通 建築 省 物  $\mathcal{O}$ 令 二第五 第五  $\mathcal{O}$ エ 号)第二十五条第二 ネ 項 ル 又 ギ は 第十 消費性 八 条 能 第  $\mathcal{O}$ 項 向  $\mathcal{O}$ 上 通 項に に 知 関 書 規定する検  $\mathcal{O}$ る法 写 L 律 及 施 び 査 行 建築基準 済 規 証 則  $\mathcal{O}$ 平 写 法 ·成二十 第 七 条 八 第 年 Ŧī. 項
- 五. +二第五 - 六 号) 市  $\mathcal{O}$ 項 又 低炭 第四十三条第二項 は 素 第十 化  $\mathcal{O}$ 八条第 促 進に + $\mathcal{O}$ 関 八 通 す 、項に規 る法 知 書 律施行 の 写 定 す L 及び る検 規則 查済証 建築基 (平成二十四 準  $\mathcal{O}$ 法第 写 年 七 条第 玉 土 一交通省 Ŧī. 項 令 第 第 七 条 八
- に 住宅 ギ 行 る  $\mathcal{O}$ 消 現に 量 質  $\mathcal{O}$ 等 存 示 確 基準 級 す 等 保 級 る  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 建 促 等 4 築物 進等 級 及 平成十三年国土交通 び 3 に  $\mathcal{O}$ 関 住 次 宅 級 エ す ネ 部 る 4 分に 法律 又 ル は ギ 第 等 あ 級 省告示第千三 六条 消 0 費量等 5 て は 第三項 に 適 級 同 合 基  $\mathcal{O}$ 準 等級 百 建 四十 別 設 て 住 VI 表 4 - 六 号) る 2 又 宅 <u>ر</u> ح は 等 能 1 を示 級 別  $\mathcal{O}$ 表 \_\_ 5 す 次 **(**法 1 工  $\mathcal{O}$ 日

# 埼玉県東松山県土整備事務所長告示第四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

区域を次のように変更する。

環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所にお その関係図面は、 平成二十九年三月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路 ٧١ て一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十八日

埼玉県東松山県土整備事務所長 森 田 好 一

一 道路の種類 県道

路 線 名 鴻巣川島線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
四一七番一地先まで同郡同町大字一本木字下裏通	ノ爪四一八番一地先から比企郡川島町大字一本木字火一〇・一六~一二・〇二	区間
一〇・五〇~一五・六三	一〇・一六~一二・〇三	(メートル) 敷地の幅員
1		(メートル) 延長
步 步 惠 <i>(</i> (	首名景意隆備工事	備考

# 埼玉県東松山県土整備事務所長告示第五号

区域を次のように変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

その関係図面は、 平成二十九年三月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路

環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所にお ٧١ て一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十八日

埼玉県東松山県土整備事務所長 森 田 好

道路の種類 一般国道

二百五十四号

三 道路の区域

新	IΠ	旧新別
同市大字新郷一七八番七地先まで	東松山市大字新郷三五番三地先から	区間
三三・八〇~	二三・八〇~	(メートル) 敷地の幅員
<u>=</u> р	= - - - - - - -	(メートル)
		備考

# 埼玉県東松山県土整備事務所長告示第六号告 一宗

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、 次のよ

うに道路の供用を開始する。

環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所におい その関係図面は、 平成二十九年三月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路 て一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十八日

埼玉県東松山県土整備事務所長 森 田 好

二百五十四号	路線名
先まで ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	供用開始の区間
平成二十九年三月二十八日	供用開始の期日
平成二十九年三月二十八日 事務所長告示第五号で告示 した道路予定区域の供用開 始である。延長三四・〇〇 メートル。	備考

# 埼玉県越谷県土整備事務所長告示第八号

うに道路の供用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、 次のよ

環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所にお その関係図面は、 平成二十九年三月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路 V て一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十八日

埼玉県越谷県土整備事務所長 細 田 哲 也

平方東京線	路線名
ででまれて、一番地一地先から同市大字鶴ケ曽根上根通五十八番地一地先から同市大字鶴ケー番地一地先から同市大字鶴ケーがある。	供用開始の区間
平成二十九年三月三十一日	供用開始の期日
本成十年三月三十一日付け ・四一メートル。 ・四一メートル。	備考

# 埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第五号

うに道路の供用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、 次のよ

環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所におい その関係図面は、 平成二十九年三月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路 て一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十八日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 小 高 巌

さい	路
さいたま幸手線	線
手 線	名
三番南	
六 地 玉 郵	供
三一六番六地先 番六地先から同 南埼玉郡宮代町	用
六番六地先まで、地先から同郡同で、大番六地先から同郡同	開
で同字町国	始
(まで) 大字国納字沼端三一八次字国納字沼端三一八	0)
国 沼 納 端	区
字三沼	間
沼 一端 八	
平	供
成二十九年三月二十八	用
十 九	開
辛二二	始
<u>Д</u>	0)
八日	期
Н	日
延長 二五・二八メートル 道路予定区域の供用開始である。 県土整備事務所長告示第三号で告示した 平成二十九年一月二十日付け埼玉県杉戸	備考

# 埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第六号

区域を次のように変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所におい その関係図面は、 平成二十九年三月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路 て一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十八日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 小 高 巌

一 道路の種類 県道

一路線名 久喜騎西線

三 道路の区域

	1		
新	IΞ		
先まで「計」流が	大喜市下清久字宮浦六六八番二地先 大喜市下清久字宮浦六六八番二地先		₹.
1 月 2 月 7 月 7 月 7 月 7 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日	いう司庁上青く呂東道ドしし番ー也久喜市下清久字宮浦六六八番二地先	間	
七・四四〜	七・四四~	(メートル)	敷地の幅員
- - - - - - - - - -		(メートル)	延長
道路法第二十四条に基づく承認工事		備	
基づく承認工事に		考	

# 埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第七号

うに道路の供用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、 次のよ

環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所におい その関係図面は、 平成二十九年三月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路 て一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十八日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 小 高 巌

# 埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第八号

区域を次のように変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所におい その関係図面は、 平成二十九年三月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路 て一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十八日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 小 高 巌

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 北中曽根北大桑線

三 道路の区域

新	新旧		
三地先まで			
ラリ 妻ナ 丑 七 者	子川東 L 豆 ご香要九三八番二地	間	
一三・〇〇~	一三・〇〇~	敷地の幅員	
- ( )	一 〇 八 · 五 〇		
道路法第二十四条に基づく承認工事		備	
差づく承認工事に		考	

# 埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第九号

うに道路の供用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、 次のよ

その関係図面は、 平成二十九年三月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路

環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所におい て一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十八日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 小 高 巌

北中曽根北大桑線 から同市北中曽根字川妻九五七番三地 平成二十九年三月二十八日 た道路区域の供用開始である。		
根北大桑線 から同市北中曽根字川妻九三八番二地先 久喜市北中曽根字川妻九三八番二地先 平成二十九年三月二十八日線 名 供用開始の期日	北中	路
先まで 供用開始の区間 供用開始の期日	曾 根 北 <u>.</u>	線
中北中曽根字川妻九三八番二地先  中北中曽根字川妻九三八番二地先  中北中曽根字川妻九三八番二地先  中北中曽根字川妻九三八番二地先  中、用、開、始、の、財、日 供、用、開、始、の、財、日	大桑線	名
中北中曽根字川妻九三八番二地先  中北中曽根字川妻九三八番二地先  中北中曽根字川妻九三八番二地先  中北中曽根字川妻九三八番二地先  中、用、開、始、の、財、日 供、用、開、始、の、財、日	先か久恵	
地 平成二十九年三月二十八日 供 用 開 始 の 期 日	で 同 田	供
地 平成二十九年三月二十八日 供 用 開 始 の 期 日	北中中	用
地 平成二十九年三月二十八日 供 用 開 始 の 期 日	中 曽 根 之	開
地 平成二十九年三月二十八日 供 用 開 始 の 期 日	字川	始
地平成二十九年三月二十八日供用開始の期日	妻九	Ø
地平成二十九年三月二十八日供用開始の期日	五 八 七 番	区
地平成二十九年三月二十八日供用開始の期日	番 二 地	間
成二十九年三月二十八日 別 始 の 期 日	地先	
日		供
日	成二	用
日	十 九	開
日	牛	始
日	月二	Ø
日	十八	期
で で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が の 供 用 開 始 で あ る 。 。 に 道 が の は の は の は の は の は の は の は の は の は の は の は の は の は の は の は の は の は の は の の の の の の の の の の の の の	Д	日
	延長 一〇八・五〇メートル 下県土整備事務所長告示第八号で 戸県土整備事務所長告示第八号で アポニール ロール・エー・ アポニー・ アポニー・ アポニー・ アポニー・ アポート アポート アポート アポート アポート アル・エー・ アルー・ アルー・ アルー・ アル・エー・ アルー・ アル・エー・ アル・アル・エー・ アル・エー・ アル・エー・ アル・エー・ アル・エー・ アル・エー・ アル・アル・エー・ アル・アル・エー・ アル・アル・エー・ アル・アル・エー・ アル・エー・ アル・アル・エー・ アル・アル・アル・エー・ アル・アル・エー・ アル・エー・ アル・アル・エー・ アル・エー・ アル・	

# 埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第六号告 一宗

、道路の位置の指定を次のとおり行った。建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号の規定によ

り、

平成二十九年三月二十八日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 恩 田 雅 明

	号	第		指定番号	
第一頁第五号	第四十二条	建築基準法	道路の種類	推定に係る	1 K
	月二十二日	平成二十九年三		指定の年月日	
	八	埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬字姿四千百八十番		指定に係る道路の位置	
		二十・五八メートル四	単位メートル)	道路の延長道	指定に係る指
		四・〇〇メートル	メートル	路の幅員	定に係る

## 埼玉県公営企業告示第十八号

次 任 に に 入約」と を受けた者が 係 基 0 方自 とおり定め る設 づき 1 治 う <u>。</u> !法施行 政府 調 締結 調達に のう 查 た。 及 令 する ち、 び (昭 測 関する協定 契約 平成二十 量 和二十二年 一の業務 *𝑉* − 般 0 が 九 年度に 競争入札 委託契 適用され 政令第十 お 約 に参 る建設 - 六号) 11 (以 下 て埼 加する者に 玉県 工事 第百 れ 公  $\mathcal{O}$ 六 5 請負 営 を +必要な資格等 企業管 七 建 契 条 設 約  $\mathcal{O}$ 理者 工 並 五. 事 び 第 及び  $\mathcal{O}$ に に 請 建 項 つい その 負 設  $\mathcal{O}$ 等 工 規 て 事 定  $\mathcal{O}$ 

平成二十九年三月二十八日

埼玉県公営企業管理者 奥 野 立

一 一般競争入札に参加する者に必要な資格

被 加 認定者 資格 建 設 認 工 1名簿 事 定 申  $\mathcal{O}$ 請 に 登載 をし 負 等 て さ  $\mathcal{O}$ 契約 れ 資格 た者とする。  $\mathcal{O}$ が 般 ある旨 競争 入  $\mathcal{O}$ 認 札 定 に 参 以 加 す 下 る 認 ۲ 定 と が と で VI き う。 る者 を 受け 入 札

二 認定を受けることができない者

次  $\mathcal{O}$ VI ず れ か に 該 当する者 は、 認定 を受 けることが で きな

V

1 地方 自 治 法 施行 令 第百 六 +七 条 0 兀 第 \_\_ 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に 該当す る

- 口 百二十 す る 玉 契 約 条 公  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 営企 規 般競 定に 業 争 ょ 財 務規程 り、 入札 に 埼 玉県 参 昭昭 加 させ 和三十 公営 な 企 業管 九 11 年 こととさ 1理者及 埼 玉 県 公 れ び た そ 営 者  $\mathcal{O}$ 企業管理規程第五 委任を受け た者が 号) 締
- ハ 名簿 競 埼 兀 条 年 玉 か 争 第 入 埼 5 県 抹 札 企 玉 項 第 消 参 県 業 公営 さ 加 局 者 匹 建 れ 号 企 設  $\mathcal{O}$ 当該 業告 若 工事 資格等に 抹 示 請 第 消 は 負 第五号 等  $\mathcal{O}$ 関する規 \_ 号) 競争入 日 から二年 文は 第三 程 札 条 同 参 (平成六年 -を経過  $\mathcal{O}$ 条第二項 加 規定 者  $\mathcal{O}$ に 資 L て 第二号の 埼 格 ょ 玉 V り 等 県 な に 11 告 埼 関 示 規 者 玉 す 定 第 県 る に 千 建 規 ょ 設 程 百 り 八 工 (昭 号 事 資 格 和 者 負 五.
- = 加 入 札 公 領  $\mathcal{O}$ 告 措 日 平 カュ 置 成二十 を 6 受 落 け 札 決 7 \_ 定ま 年 1 る 兀 期 月 で 間 \_  $\mathcal{O}$ 期間に、 日 が あ 施 る者 行 企業 公 営 局 企 業  $\mathcal{O}$ 管 契約 理 者 に 係 決 る入 裁) に 札 基 参 加 づ < 停 入 止 札 等
- ホ 措 入 札 要 公 綱  $\mathcal{O}$ 措 日 平成 置 か 5 を 三十 受 落 札 け 決 7 年 定 V ま る 兀 で 期 月 間  $\mathcal{O}$ が 日 期 施 間 あ 行 に、 る 者 埼玉 公 営 企 県 業管 企 業 局 理 者  $\mathcal{O}$ 決 契 裁) 約 に に 係 基 る暴 づ < 力 入 寸 排
- 設 工 事  $\mathcal{O}$ 請 負 契 約 に あ 0 T は 次  $\mathcal{O}$ 11 ず れ カュ に 該 当 す る
- (1) け 7 な 法 い 者 昭昭 和 <u>二</u> 十 兀 年 法 律 第 百 号) 第三 一条第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 可 受

- 項に す 入 参 0 11 加 業法 資格 て の審査 第二十七条 定 を申 下  $\mathcal{O}$ 経 二十三第 た 営事 日 カコ 項 審査」 項 t  $\mathcal{O}$ とい 規定 前 う。 に  $\mathcal{O}$ ょ 日  $\overline{\phantom{a}}$ る経 以 を受け 後 営に関  $\mathcal{O}$ を審査 て 11 する な 11 者 準 観 的 日
- (3)0 健 て 康 な 保 険 11 者 法 (大正十 **当** 該届 出 \_ を 年 要し 法 律 な 第七十号) 第四 11 者を除 ○○  $\overline{+}$ 八 条  $\mathcal{O}$ 規定 に ょ る 届 出 を 行
- (4)届 厚 出 生 を 年 行 金保 0 7 険法 1 な 11 (昭 者 和二十 (当 該届 九 出を要 年法律第百十五 ない 者を除く。) 号) 第二十 七 条  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る
- (5)0  $\mathcal{T}$ 雇 用 保 な 険 11 者 法 **当** (昭 該届 和四 出 十九 を 要し 年法 律第百 な 1 者 を除 +-六号) ₹ ° 第七 条の規定に ょ る届 出 を 行
- 五. 測 十 五 量 条第 務  $\mathcal{O}$ 委託 項 契約に 0 規定 あ に ょ 0 る 7 登 は、 一録を受け 測量 法 て (昭 1 和二十 な 者 兀 年 法 律 第 百 八 + 八
- IJ チ 暴力 建 築関 律 寸 第二百二号) 員 連 コ (暴力団 ン サ ル 員に タン 第二十三条第 よる不当な行 1 業務 の委託 項 契約 為  $\mathcal{O}$ 規定に  $\mathcal{O}$ 防 にあ 止 等に よる 0 て 登録 は、 関する法 を受け 建築士 律 て 法 (平成三年 V な 昭 和 11 者 法 + 五. 律
- 業活動 0 て、 七十 がを支配 -七号) 公営企業管理者が して 第二条第六号に V る場合そ 不 適 規定す 格  $\mathcal{O}$ 他暴力 で あると る暴 寸 認め 力 員 寸 と る者 員  $\mathcal{O}$ 関 を 係 11 う。 が 特 以 認 下  $\emptyset$ 同 r. 6 れ る場合 が そ で 0
- 二 認定を受けるための要件

認定を受け る た 8  $\mathcal{O}$ 要件 は 次 12 掲 げ る 事 項 に 0 11 て 定 80 る

- 1 設  $\mathcal{O}$ 工 日 事 以 後  $\mathcal{O}$ 請  $\mathcal{O}$ 日 負 契 を 約に 審査 基準 あ 0 日 7 لح は す 入 る 経 札 営 参 事 加資格認 項 審 査 定を申  $\mathcal{O}$ 総 合評 請 定 L た 値 日 カ 5
- 年 間 平 均 完 成 工 事 高、 年 間 亚 均 業務 実 績 高 又 は 年 間 平 均 売上 高
- ハ自己資本の額

口

四 認定申請の方法及び資格の有効期間

人札公告において定める。

### 埼 玉 県選管告示第十二号

る 告示を次の 埼玉県選挙管理委員会の保有す ように定める。 る個 人情 報  $\mathcal{O}$ 保 護等 Ė 関 す る 規 程  $\mathcal{O}$ \_\_ 部 を 改 正 す

成二十 九 年三月二十八 日

玉県 選挙管理 委員会委員 長 田 德

正 する告示 玉 選挙管 理 委員会の 保有する個 人情 報  $\mathcal{O}$ 保護等 に 関す る 規程  $\mathcal{O}$ \_ 部 を 改

埼

玉県

選挙管理委員

会

0

保有する

個

人情

報

 $\mathcal{O}$ 

保護等

に

関

す

る規

程

 $\widehat{\overline{\Psi}}$ 

成

+

玉県 選管告示第二十六号)  $\mathcal{O}$ \_ 部を 次  $\mathcal{O}$ よう に改正する。

条を削 る。

第 条中 「第九条」 を 第十 · 条 」 に 改 8 同条を第十九条とす

に改 十七 め 条第一 同条を第十 項第一号中 八条とし、第十六条を第十 「第九条第 項第 号 七条とす 1 を 「第十条第一項第

条とし、 条第一項」を「第九条第一項」に改め、 第十 五. 第十三条を第十四条とし、 条第二項中 「第十条第二項第一号」を「第十一条第二項 第十二条を第十三条とする。 同条を第十六条とし、 第一 第十 号 四条を第十五 に 第

条とする 第十 条 中 「により、 \_ の 下 に 「同条第一項に規定する」を加 え、 同条を第十二

第十条第二 項 中 第 八 条第 \_\_ 項 \_ を 「第 九 条第 \_\_\_ 項」 に 改 め、 同 条を第十 \_\_ 条と

第 とする。 口 \_ 中 条第十五号 項」に、 第十 九 条 第 条第 項 「第十 を 第 「第 \_ 七条 項 号 第 兀 1 条第 号」 第一項第一号」を「第十八条第一項第一 中 別 \_\_ 項 第 記 を「第十 様式 九号」に、 第三十号」を「別記 八 条第一項第一号」 「第百三十四条」 様式第二十 に改 号」 め、 を 九号」 に改 同条を第 第百三十四条 め、 に、 +同

六条第一号」を め、 八条第二項 同条を第九条とする 中 「第十七条第 第十 条第 \_ 号 項第一号」 に、 「第十四条各号」を を 第十 一条第一 項 第 第十 号 五条各号」 に に 第十 改

七条中 を 「第二条第 「第二条第六項第二号」 九項第 一号」 に改め、 を 「第二条第九項第二号」 同条を第八条とする に、 第二条第六 項

条を第七 改 第六 条第 同 条とし、 条第三号中 及び 第五条を第六条とし、 第二号中 「第二条第 「第二条第六 項 第三号」 第二条か 項 を 第 ら第四 「第三条第一 号 を 条までを一 「第二条第 項第三号」 条ず 九 項 0 第 繰り下 改 号 同

第一条の次に次の一条を加える。

(要配慮個人情報)

二条 る。 を内容とす 例 第二 る 記 条第 述等 兀 本 項 人  $\mathcal{O}$ 規  $\mathcal{O}$ 則 病 等 歴 で定 又 は 犯 8 罪 る 記  $\mathcal{O}$ 述等 経 歴 は 該 当 次 す に 掲 る ŧ げ る  $\mathcal{O}$ を 事 除 項  $\mathcal{O}$ V ず れ す か

- 一次に掲げる心身の機能の障害があること。
- 1 上  $\mathcal{O}$ 身 体 障 障 |者福祉 法 (昭 和二十 · 四 年 法 律第二百 八 十三号) 别 表 に げ
- 口 知 的 障 害 者 福 祉 法 (昭 和 三十 五. 年 法 律 第三 + 七 号) 1 う 知 的
- ハ 二条第二 号 いう 保 項に 健 精神 及 見規定す び 障 精 害 神 障害者 る発達障害を含み (発達障 福 祉 害者支援 に関 す 法 る 法律 口 伞 に 掲げ 成十 (昭 六年 和二 るも 十 五 のを除 法律 第 年 百六 法 1律第百 十七 三 十 号)
- 大臣 三号) 生活 治 が 及び社会生活 療力 第 定める程 四条第一 法 が 確 度 <u>√</u> [を総合: で 項 L あ  $\mathcal{O}$ て るも 政 V 令で な 的 に V  $\mathcal{O}$ . 疾病その 支援 定 めるも す Ź ため 0) 他  $\mathcal{O}$ 特 よる  $\mathcal{O}$ 殊 法 障 律  $\mathcal{O}$ 疾病 害 平  $\mathcal{O}$ 程 成十 であ 度 が 七 0 年法 て障 司 項 |害者 0) 律 厚生 第 省二十  $\mathcal{O}$ 労 日
- $\mathcal{O}$ 他の 本 人 に 査 対 11 う。 て医師 同 号 に に より お そ 11  $\mathcal{O}$ 行 て 他 わ 医 療 健 れ 康 た に 疾病の 診 関 断 連 等 す 予 る とい 防及 職 務 う び 12 早 従  $\overline{\phantom{a}}$ 期 事 発見  $\mathcal{O}$ す 結果 る者 0 次 た 8 号  $\mathcal{O}$ に 健康診 お 11 て「 断 医
- は て、 健康 剤 診 が に 断 わ 対 等 れ L  $\mathcal{O}$ たこと。 結果に基 T 医 師等 に づ ょ き ŋ 心 又 身 は 疾  $\mathcal{O}$ 病 状 態 負傷そ  $\mathcal{O}$ 改 善  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 他 た  $\mathcal{O}$  $\otimes$ 心身  $\mathcal{O}$ 指 導  $\mathcal{O}$ 又 変 は 化 診 を 療 理 若 由 لح
- 兀  $\mathcal{O}$ 本人  $\mathcal{O}$ を被 刑 事事件 疑者又は に 関 ける手 被告 人 続 と が 行 て、 わ れ 逮 た 捕 . ا ایک ک 搜索、 差 押 え、 勾 留 公 訴  $\mathcal{O}$ 提 起 そ
- 五. 年 又 本 は  $\mathcal{O}$ 保 そ を少年法 護  $\mathcal{O}$ 事件 疑 V に (昭  $\mathcal{O}$ 関 あ する手 る者とし 和二十三年法 続 て、 が 行 わ 調 律第百六十 れ 查、 た こと。 観 護  $\mathcal{O}$ 八 措置 号) 第三条第 審 判 保 \_\_\_ 護 項 処 に 分そ 規定 す  $\mathcal{O}$ 他 る  $\mathcal{O}$ 小
- 三 十 条中 第 五. 条 カュ 5 第七 条 ま で を  $\neg$ 第六 条 カュ 5 第 八 条ま で に 改  $\otimes$

附則

- 1 条 第 五.  $\mathcal{O}$ 告 示 改 正 は 規 を 定 亚 第 成二十 兀 別記 条第 九 様 年 \_\_ 項 式 五. 第三十 月三十 第 九 号」 - 号 日 に か を 改 5 施  $\otimes$  $\neg$ 別 行 る 記 部 す 様 分 る に 式 第二十 限 た る。 だ Ļ 九 号 は、 第 九 に 公 布  $\mathcal{O}$ <del>--</del> 項 第 日 兀
- 玉 人 情 報保 護 条 例 及 び 埼 玉 県 情 報 公 開 条 例  $\mathcal{O}$ 部 を 改 正する 条 例 平 成

とある 条第四 号。 る条例 正に ファ  $\mathcal{O}$ <del>--</del> む旨を記載するため 規定に 以下こ 2 1 九  $\mathcal{O}$ 1 項に規定する要 年 ル (平成二十九年埼玉県条例第六号) よる改正 は、 ての で あ 玉  $\mathcal{O}$ いって新条 一県条例 項にお 改正後の第六条第三項の規定の適用につ 「埼玉県個人情報保護条例及 後  $\mathcal{O}$ 第六号) 11  $\mathcal{O}$ 埼玉県個 新条例第十四条第一 て 配慮個人情報を含むも 例第十三条第 、「新条例  $\mathcal{O}$ 施行 人情 \_ とい \_ 報保護条例  $\mathcal{O}$ 項 第 際 . う。 現に委員会が び埼玉県情 項に規定する個人情報フ 五号に規定する記録 の施行後遅滞なく」とする。  $\smile$  $\mathcal{O}$ に 第二条第 (平成 いっ 報 V て当該要配 + 保 公開条例 九項に ては、 六 有 年埼 て 情報 規定する個 玉 同 V  $\mathcal{O}$ 慮 る同 項 県条例第六十五 個 \_ 中 ア 12 新条例 条例 部を改正 人情 1 直 ル ちに 簿 報 人 第二 の修 を含 情報 す

第一項の 公営住宅法(昭和二十六年法律第百 という。 規定に基づき、  $\overline{\phantom{a}}$  $\mathcal{O}$ 管理を 次 飯能市に  $\mathcal{O}$ とお 代 ŋ わ 行うこととする。 2 九十三号。 て市営住宅及び共同施設 以下「法」 とい う。 (以 下  $\smile$ 第 四 「市営住 一十七条 宅

平成二十九年三月二十八日

埼玉県住宅供給公社理事長 前 田 一 彦

一 管理を行う地方住宅供給公社の名称

埼玉県住宅供給公社

二 管理を行う市営住宅等の名称

飯能 市 営住 宅設置及 び )管理条例: 施 行規 則 (平成二十一年飯能市規則第八 号) 別

表第一(第二条関係)に掲げる市営住宅等

三 管理の内容

1 法第三章  $\mathcal{O}$ 規定に よる市営住宅等の 管理 (家賃の決定並びに家賃、 敷金その

0 金銭  $\mathcal{O}$ 請求、 徴 収及び 減免に関することを除 <  $\overline{\phantom{a}}$ 

四 管理を行う期間

口

市

営

1住宅等

の維持

及び修繕に関する業務、

その他

前

記イに付随する業務

平成二十九年四月一 日 か ら平成三十四年三月三十 一日まで

第一項の 公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号。 という。 規定に基づき、  $\overline{\phantom{a}}$ の管理を次の 加須市に とお ŋ 代 わ 行うこととする。 2 て市営住宅及び共同施設 以下「法」とい う。 (以 下  $\smile$ 第四十七条 「市営住宅

平成二十九年三月二十八日

埼玉県住宅供給公社理事長 前 田 一 彦

一 管理を行う地方住宅供給公社の名称

埼玉県住宅供給公社

二 管理を行う市営住宅等の名称

加須市市営住宅管理条例 施行 規則 (平成二十二年加須市規則第百 八 十四号)

別表(第二条関係)に掲げる市営住宅等

三 管理の内容

1 法第三章 の規定に よる市営住宅等の管理 (家賃の決定並びに家賃、 敷金そ

の他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。)

口 市営住宅等 の維持 及び修繕に関する業務、 その他 前記イに付随する業務

四 管理を行う期間

平成二十九年四月一 日 から平成三十四年三月三十 一日まで

宅等」という。 一項の規定に基づき、 公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号。  $\overline{\phantom{a}}$  $\mathcal{O}$ 管理を次 東松山  $\mathcal{O}$ 市に とおり行うこととする。 代わ 0 て市営住宅及び共 以下「法」 とい 同施 . う。 設 (以 下  $\smile$ 第四十七条 「市営住

平成二十九年三月二十八日

埼玉県住宅供給公社理事長 前 田 一 彦

管理を行う地方住宅供給公社の名称

埼玉県住宅供給公社

二 管理を行う市営住宅等の名称

東松 Щ 市市営住宅条例施行規則 (平成十年東松山市規則第九号) 別表第

二条関係)に掲げる市営住宅等

三 管理の内容

1 法第三章の 規定に よる市営住宅等の管理 (家賃の決定並びに家賃、 敷金その

!の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。)

口 市営住宅等 の維持 及び修繕に関する業務、 その他 前 記 イに付随する業務

四 管理を行う期間

平成二十九年四月一 日 から平成三十四年三月三十 一日まで

第一項の 公営住宅法(昭和二十六年法律第百 という。 規定に基づき、  $\overline{\phantom{a}}$  $\mathcal{O}$ 管理を 次の 入間市に とお ŋ 代 わ 行うこととする。 2 九十三号。 て市営住宅及び 以下「法」 共同施設 とい う。 (以 下  $\smile$ 第 四 「市営住宅 一十七条

平成二十九年三月二十八日

埼玉県住宅供給公社理事長 前 田 一 彦

一 管理を行う地方住宅供給公社の名称

埼玉県住宅供給公社

二 管理を行う市営住宅等の名称

入間市市営住宅条 **須**例施行 規則 (平成九年入間市規則第三十二号) 別表第

二条関係)に掲げる市営住宅等

二 管理の内容

1 法第三章 0 金銭  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 規定に 請求、 徴 よる市営住宅等の管理 収及び減免に関することを除 (家賃の決定並びに家賃、 <  $\smile$ 敷金その

口 市営住宅等 の維持 及び修繕に関する業務、 その他 前 記 イ 付随する業務

四 管理を行う期間

平成二十九年四月 日 か ら平成三十四年三月三十 一日まで